

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

お試しのつもりが 定期購入だった!

動画サイト広告を見て「お試し980円・定期縛りなし」と表示された美容クリームを注文した。2回目の商品と請求書が届き、**定期購入**と分かったので解約したい。

(相談者：60歳代女性)

「1回限り」のつもりが、実際は「**定期購入**」だった。という相談が増えています。「**定期縛りなし**」は「**最低購入回数の指定がない定期購入**」の可能性があります。

注文する前に、必ず最終確認画面で「**最低購入回数・支払総額・解約方法**」など**契約条件を確認**しましょう。

⚠️トラブル防止のポイント

- ✓ 広告画面や最終確認画面はスクリーンショット等で証拠として保存する!
- ✓ 1回限りで解約すると、定価との差額を請求される場合もあるので注意する!
- ✓ 定期購入は商品の受取拒否や返品をただけでは解約にならないので注意する!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666

〔 平日 9:00~18:00
土・日 9:00~16:45 〕



神奈川県
横浜川崎治水事務所

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

青葉区では、令和8年8月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、青葉区内及び隣接区にまたがるがけ地約660箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和9年度中に公表する予定です。



問合せ先 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課 ☎045-411-2520(直通)



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

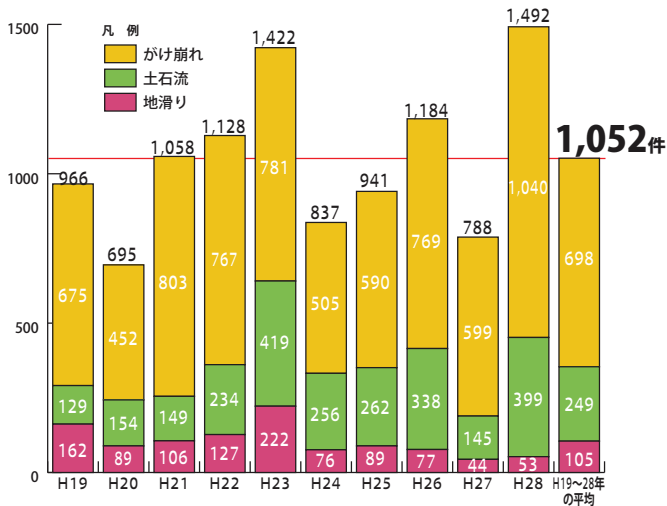
発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

近年の土砂災害発生状況

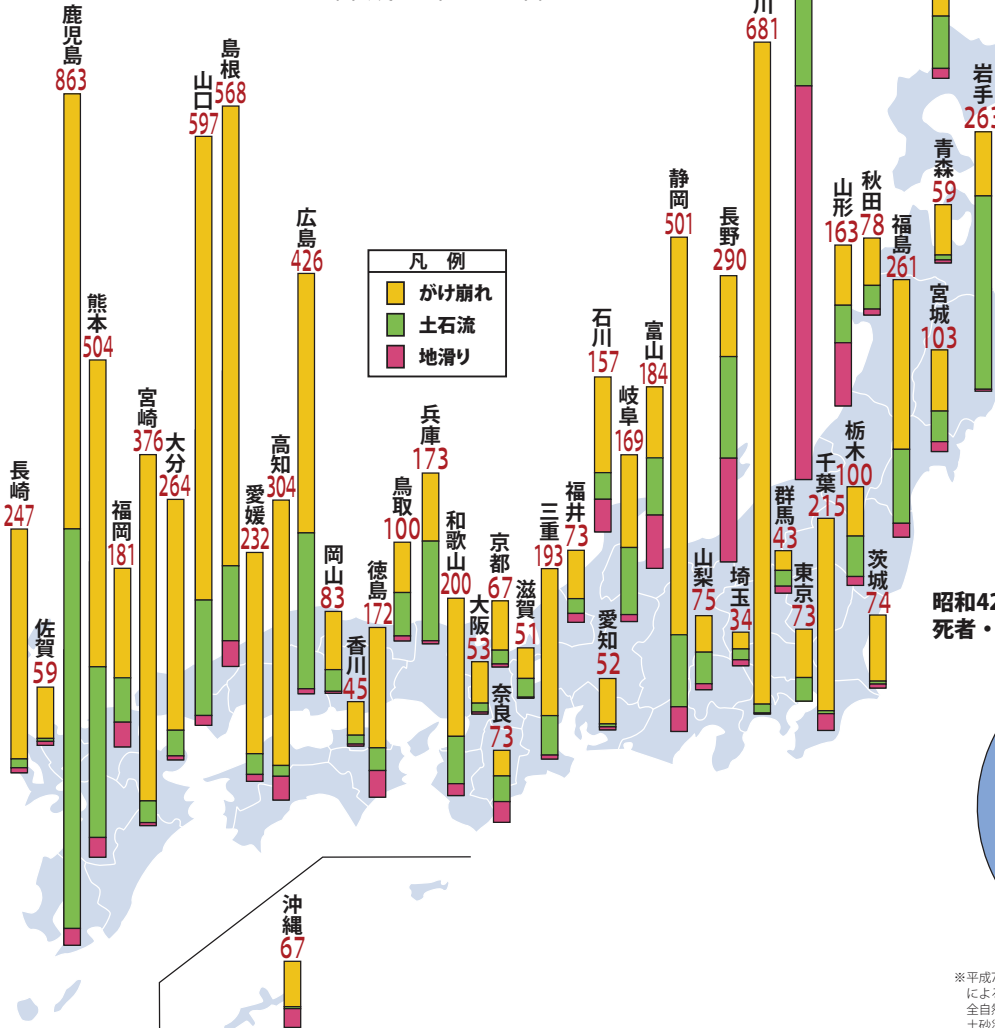
土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

※小数点以下四捨五入

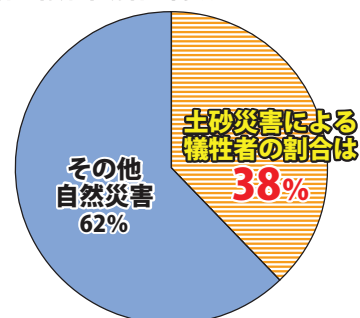


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

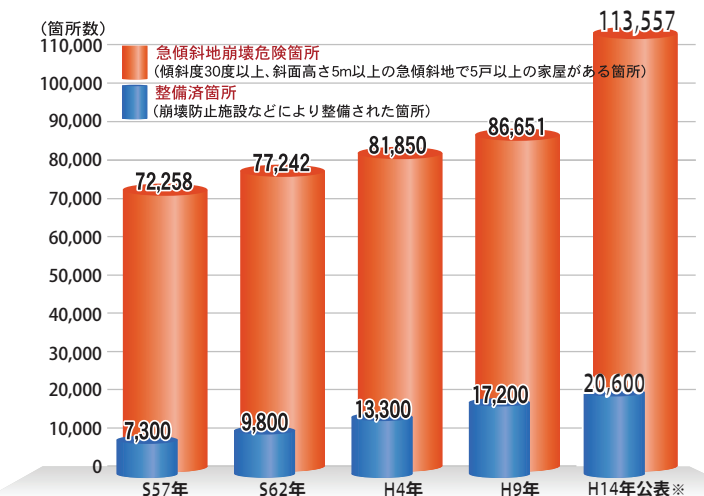
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転等の支援〉

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

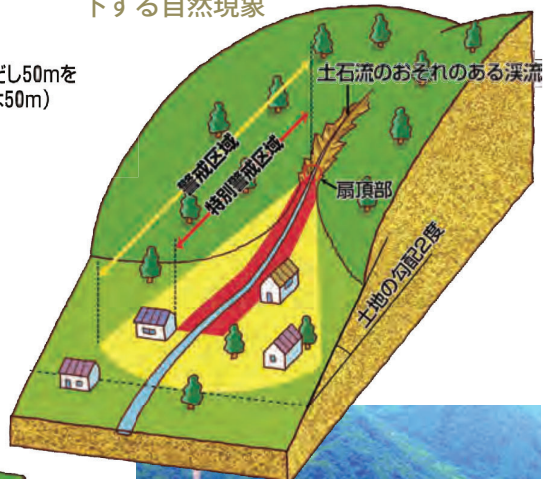
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30時間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

土砂災害警戒区域

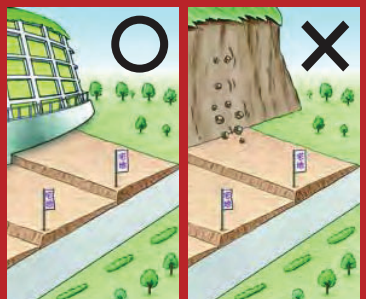
土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

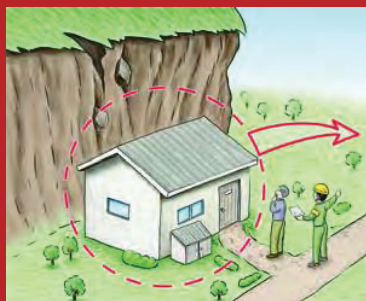
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅等、地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築士等を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

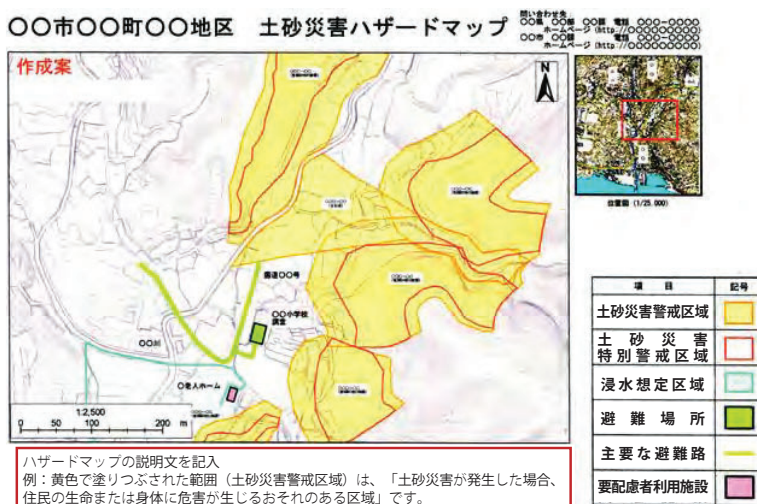
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

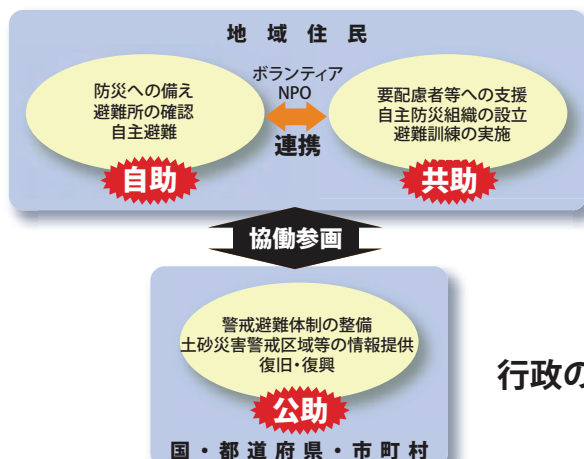
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。



土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対時的確な判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受ける必要があります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年 法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第6号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第2号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）

土地の所有者様、がけ地の近くにお住まいの皆様へ（青葉区）

～土砂災害に備えていただくために～
土砂災害防止法に基づき、がけ地の現地調査等を行います。

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、青葉区では今年から調査をして区域を見直します。

この調査では、土地に立ち入らせていただくことがありますが家屋内には入りませんので、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、調査結果は、令和●年度中に公表する予定です。

目 的

土砂災害により、危害が生じるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査・現地測量」を行うものです。

調査対象地域
・調査期間

裏面を参照

内 容

現地調査

- ①がけ地の確認
- ②がけ地の地形の調査（高さ、傾斜度（勾配））
- ③がけ地の地質の確認（目視）
- ④写真撮影

現地測量

- ①基準点の確認
- ②がけ地の上端・下端位置の測量
- ③構造物の端部の測量（道路、側溝、擁壁等）

作業員

身分証明書を携帯し、腕章を着用することにより、県の委託業務の作業員であることを明確に示します（裏面を参照）。

- 本状は、土地の所有者様への郵送、及びがけ地の近くにお住まいの方へのポスト投函により配布させていただきました。重複して届く場合がありますので、ご了承ください。
- 調査時にお住まいの皆様や土地の所有者様の立会は、必要ありません（家屋内には立ち入りません）。



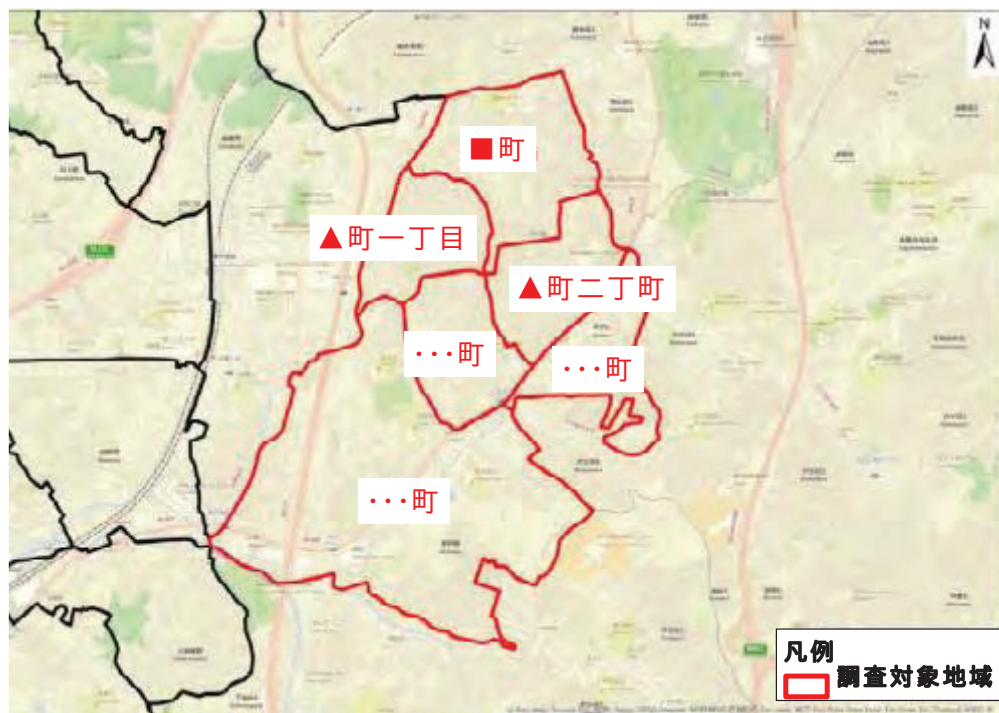
この調査に関する問合せ先

受注者 ●●●●●株式会社 担当者●●、●● ☎000-000-0000 もしくは
000-0000-0000 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）

発注者 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課 担当者●●、●●
☎045-411-2520（直通）8:30～12:00、13:00～17:15
（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）



【調査対象地域】



【調査期間】

調査対象地域	令和 5（2023）年			令和 6（2024）年			
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
■ 町	[Green Bar] 予備期間						
▲ 町一丁目		[Green Bar] 予備期間					
▲ 町二丁目			[Green Bar] 予備期間				
⋮				⋮			

- ※調査対象が地域の境界にある場合、隣接地域にも立ち入る可能性があります。
- ※調査は、調査期間中に複数回行うことがあります。
- ※調査期間は、天候等の都合により変更することがあります。
- ※調査は原則平日としますが、要望等により土・日・祝日に行うこともあります。

【作業員】



調査時の服装

身分証明書

腕章

青葉台駅周辺エリアのまちづくり に関するアンケート結果のご報告

2026年3月～5月にかけてアンケート調査を実施しました。Webと紙面合わせて、合計で約7,000件のご回答をいただきました。ご協力いただき、ありがとうございました。皆様からのご回答は、地域の課題や将来像をまとめる、「(仮称)青葉台駅周辺地区まちづくり構想」の策定に生かします。



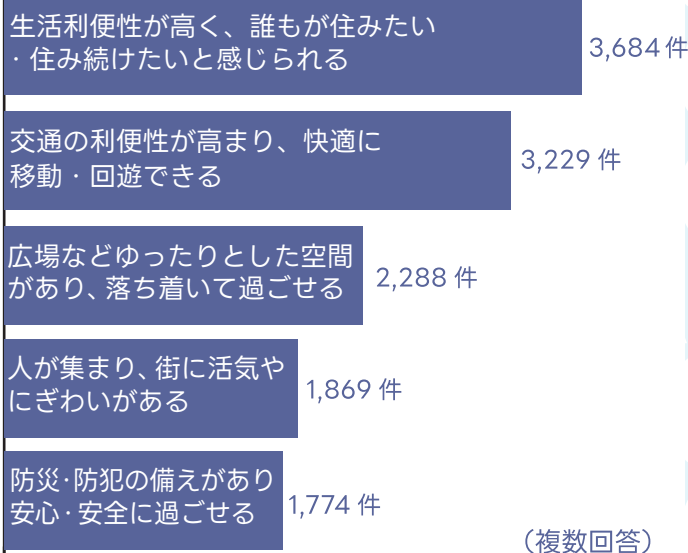
アンケート結果の詳細は右の二次元コード(横浜市 HP)よりご確認ください。

ぜひご覧ください！



● 思い描く将来像 TOP5

「生活利便性が高く、誰もが住みたい・住み続けたい」と「交通の利便性が高まり、快適に移動・回遊できる」が上位に入りました。その次に「人が集まり、街に活気やにぎわいがある」や「防災・防犯の備えがあり安心・安全に過ごせる」が高い回答数を得ています。続いて、みどり豊かで自然を感じられる環境(1,424件)や、すべての人にバリアがなく健やかに過ごせる(1,047件)なども多く支持されています。



青葉台駅周辺の将来像を皆で考える オープンワークショップを開催します！

シール投票やマップワークショップなどを予定しています。短時間のお立ち寄りでも参加できます。申し込み不要ですので、ぜひ、期間内にテントブースにお越しください。

日時

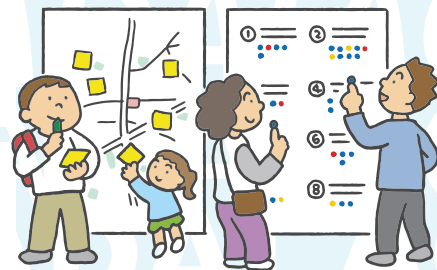
令和8年8月21日(金) 16:00～19:00

スターバックス
前あたりです！

22日(土) 11:00～16:00

場所

青葉台東急スクエア South-1 アトリウム
(横浜市青葉区青葉台 2-1-1)



問い合わせ先

代表メールアドレスまでご連絡ください

aobadai@community-design.jp

※ご返信にはお時間をいただく場合がございます。

子育て世代のご意見を伺うための グループインタビューを実施しました

アンケートや懇談会と並行して、子育て世代へのインタビューを 2026 年 5 月～6 月にかけて行いました。ご協力いただいたのは、「社会福祉法人しののめ会 オルタスそらいろ」、「青葉区地域子育て支援拠点ラフル」「エンゼルベア青葉台保育園」「青葉台小学校放課後キッズクラブ」の皆さんです。ご協力いただき、ありがとうございました！



駅周辺の魅力・課題

- 住民同士の譲り合いがあり、治安が良くて教育水準も高い住やすい環境
- 坂道や激しい高低差で移動が大変。ちょっと用事がある時に停められる駐輪場もない
- 買い物に便利でコンパクト。都会の利便性と豊かな自然が調和したちょうど良い規模感
- 雨の日や猛暑の日に、子どもが無料で安全に遊べる場所や居場所がない
- 歩道が狭くて車や自転車が多く、ベビーカーでのすれ違いや交差点が怖い
- 子ども服や学用品が買える店、親子で気兼ねなく休めるフードコートやカフェが少ない

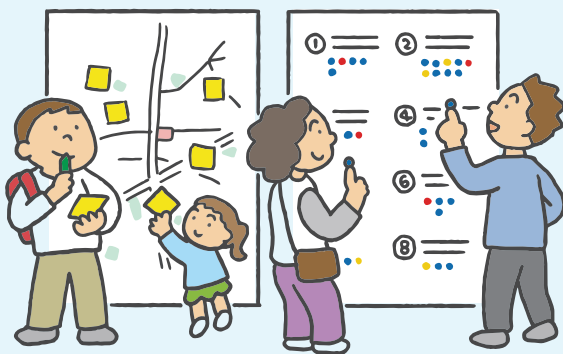
将来像・機能・取組

- 子どもが大人になったとき、「また戻ってきたい」と思えるまちであってほしい
- 本を通じたおしゃべりや中高生の勉強、親の作業などができるオープンなスペースがほしい
- 歩行者と車・自転車の道を分け、段差を気にせずゆったり歩いて休憩できる道にしてほしい
- 猛暑をしのげる水遊び場や、屋根があってイベントができる広場がほしい
- 今の「ゆとり」や個人店とのつながりなど青葉台らしさを残してほしい
- 行政の窓口の駅前への集約や、駅の 2 階から直接移動できるデッキがほしい など

青葉台駅周辺の将来像を皆で考える オープンワークショップを開催します！

シール投票やマップワークショップなどを予定しています。短時間のお立ち寄りでも参加できます。申し込み不要ですので、ぜひ、期間内にテントブースにお越しください。

日時	令和8年8月21日(金) 16:00～19:00 22日(土) 11:00～16:00
場所	青葉台東急スクエア South-1 アトリウム (横浜市青葉区青葉台 2-1-1)
内容 (予定)	シール投票やマップワークショップなど



発行者

- ・横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課
- ・東急株式会社プロジェクト開発事業部開発第二グループ 田園都市担当
- ・独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 ストック再生企画部計画第2課

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

美しい時代へ——東急グループ



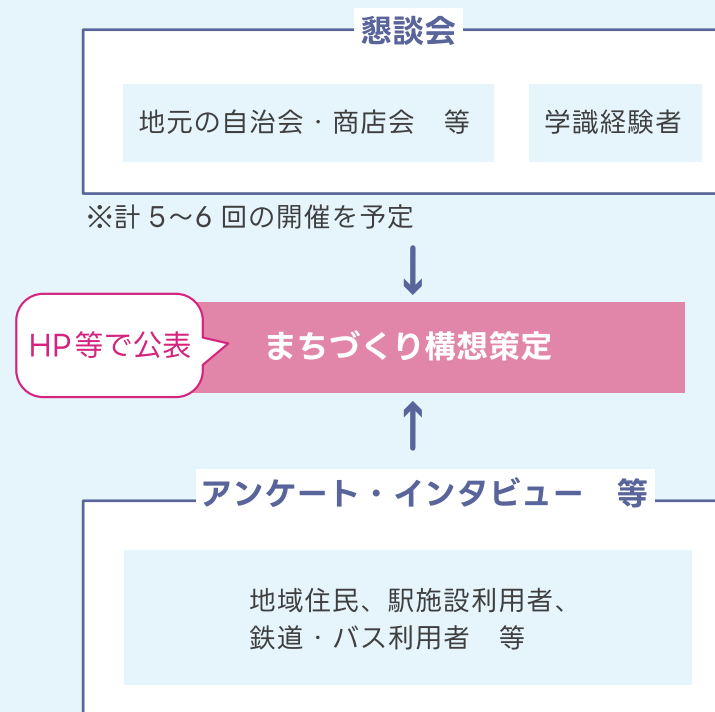
—— 社会課題を、超えていく。——



青葉台駅周辺地区まちづくりニュース

このニュースは青葉台駅周辺地区のまちづくりに関する情報を地域の皆さまにお届けするものです。

現在、まちづくり構想の素案づくりに向け、地域の皆様や学識経験者等から構成される懇談会で意見交換を重ねるとともに、駅利用者向けのアンケート実施、子育て世代向けのインタビューなどに取り組んでいます。今回のまちづくりニュースでは、**アンケート結果の速報**や子育て世代向けのインタビューについてご紹介します。



※まちづくり構想の対象範囲については、今後、懇談会での意見を踏まえ確定していきます。

青葉台駅周辺エリアに関する、 アンケート調査を実施しました



青葉台駅周辺をご利用の皆さまに、青葉台の魅力や課題、将来どうなったらよいかなど率直なご意見を伺うため、アンケート調査を行いました。Web と紙面合わせて、約 7,000 件のご回答をいただきました。今回のニュースでは、いただいたご意見を、集計した結果をご報告いたします。



アンケート結果の詳細はこちらの二次元コード（横浜市 HP）よりご確認ください。

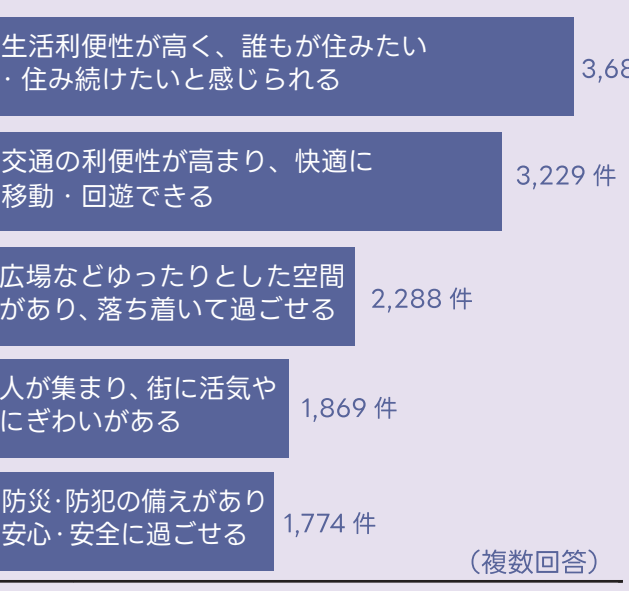
アンケート実施概要

実施目的	青葉台駅周辺エリアに関する市民意見、ニーズの把握
主な対象	青葉台駅周辺エリア近隣住民、青葉台駅利用者など
募集期間	令和8年3月23日(月)～5月10日(日)
設問数	全 12 問
回答数	6843 件

約 7,000 件の回答が集まりました！
ご協力いただき、
ありがとうございました！

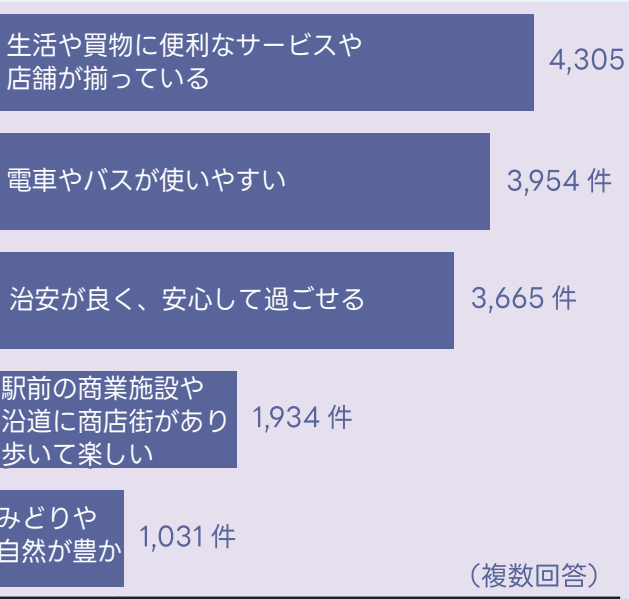
● 思い描く将来像 TOP5

「生活利便性が高く、誰もが住みたい・住み続けたい」と「交通の利便性が高まり、快適に移動・回遊できる」が上位に入りました。その次に「人が集まり、街に活気やにぎわいがある」や「防災・防犯の備えがあり安心・安全に過ごせる」が高い回答数を得ています。続いて、みどり豊かで自然を感じられる環境（1,424 件）や、すべての人にバリアがなく健やかに過ごせる（1,047 件）なども多く支持されています。



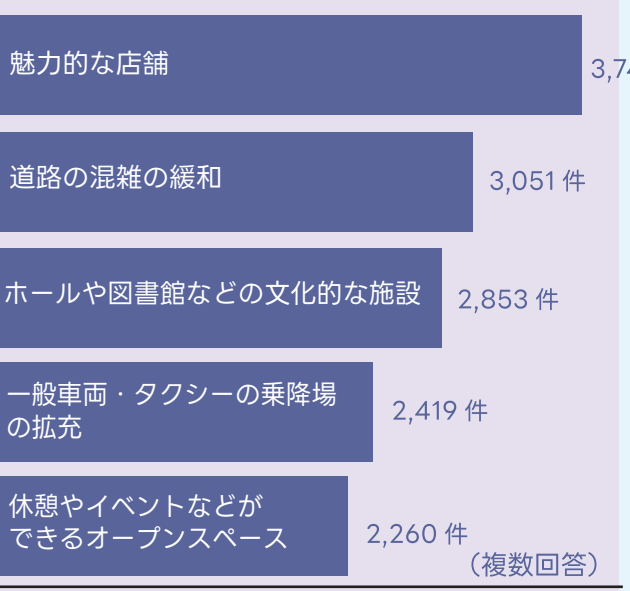
● 現状の好きなところ（魅力） TOP5

「生活や買物に便利な店舗が揃っている」「電車やバスが使いやすい」「治安が良く安心して過ごせる」が上位に集中しました。次に「歩いて楽しい駅前・沿道」や、みどりや自然が豊かであることが多く支持されています。さらに「学生など若者が多く活気がある（601件）」「開放的な駅前空間（524件）」「文化・芸術に触れる機会がある（414 件）」といった要素も一定数の回答を集めました。



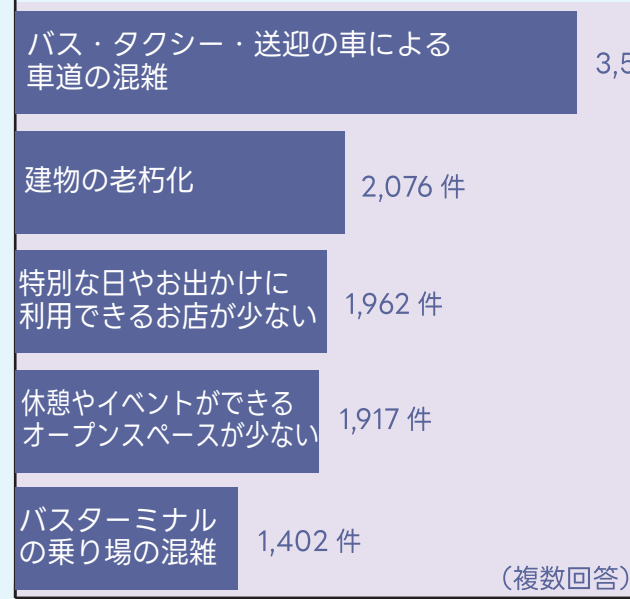
● 求められる機能・施設 など TOP5

「魅力的な店舗」が最も高く、続いて道路混雑の緩和ホールや図書館などの文化的施設、一般車両・タクシーの乗降場の拡充、オープンスペースが上位となりました。続いて、街路樹など自然を感じる環境づくり（1,917 件）や、バリアフリーで歩きやすい動線（1,735 件）、バスターミナル乗り場の混雑の緩和（1,649件）なども多く支持されています。



● 現状の気になるところ（課題） TOP5

「バス・タクシー・送迎の車による車道の混雑」が5割を超え突出しています。次に、建物の老朽化、特別な日やお出かけに利用できる店舗の不足、休憩やイベントができるオープンスペースの不足が続きました。バスターミナルの乗り場の混雑や、歩道が狭くバリアフリー対応されていない点（1,212件）、みどりや自然が少ないこと（818 件）も多く支持されています。



● 青葉台駅周辺エリアのまちづくりに関する自由意見の一部紹介

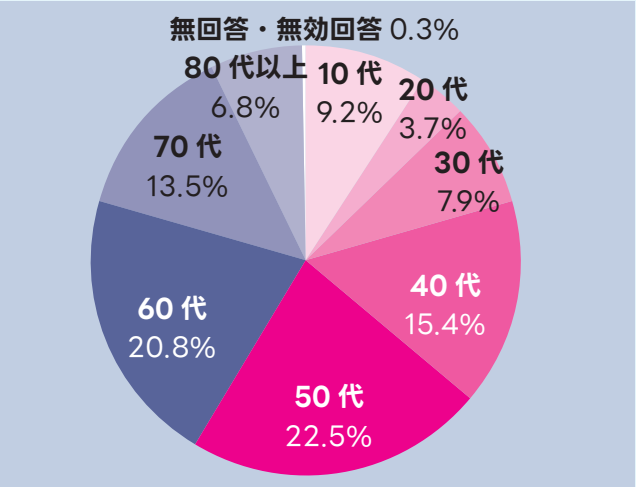
皆さまから寄せられた自由意見の中から一部をご紹介します。

青葉台らしい個性を引き出す／街や駅のイメージやデザイン性の向上／新旧共存したお店のバリエーション／景観や街並みの改善／地域性や個性を活かしたお店／駅周辺や商業施設の再整備／歩きやすく安全な歩道／ちょっと休めるカフェやベンチ／親子や友人と使いやすい飲食店／図書館や文化施設など学びの場／緑や花を感じられる街並み／イベントができる広場やオープンスペース／安心して過ごせる防犯対策／駅やバスターミナルの使いやすさ／多世代が集まれる居場所／高齢者や子育て世代にもやさしい環境／駐車場・駐輪場の使いやすさ など

● 回答者の属性

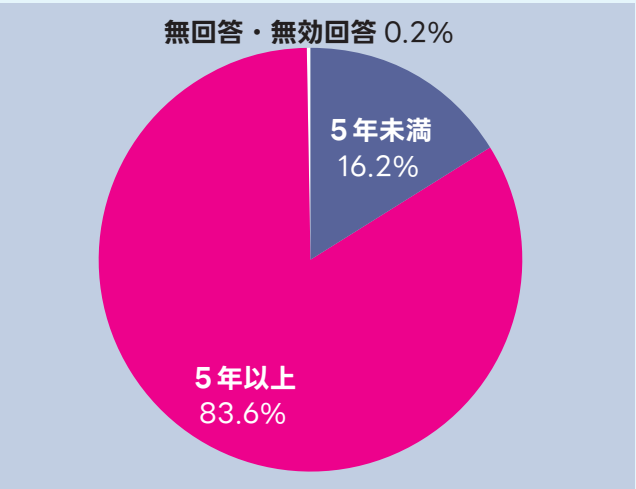
年代

50 代、60 代で 4 割以上を占めている一方、10 代～30 代の回答がそれぞれ 1 割未満となりました。



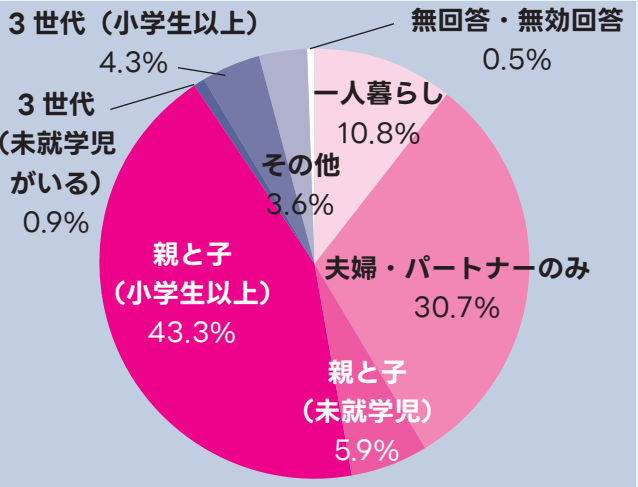
住んでいる期間

5 年以上住んでいる方が 8 割以上を占めました。5 年未満は 2 割弱でした。



家族構成

親と子（小学生以上）の回答が 4 割以上と最も多く、次に夫婦・パートナーのみが約 3 割でした。



利用頻度

週 1～4 日程度が 40.8% と最も多く、次いで週 5 日以上が 36.8% となりました。

性別

女性が 6 割弱、男性が 4 割程度となりました。

居住地域

青葉台地区では桜台にお住まいの方からの回答が 10.3% と多く、全体では青葉台地区外で最寄り駅が青葉台駅（徒歩・バスなど）が 21.4% 最多でした。

エリアとの関わり

自宅の最寄り駅として利用している方が 7 割以上と最多でした。次に飲食や買物など、外出先として利用している方からの回答が多く寄せられました。

青葉区民芸術祭2026

保存版

青葉区民音楽祭

32年前、青葉区誕生と共に始まった「青葉区民音楽祭」、青葉区を中心に演奏活動を行っている各団体が、日頃の練習の成果を発表します。今年は関連公演も含め、下記の6日間にわたって繰り広げられます。皆さま、お誘い合わせの上、どうぞ各会場に足をお運び下さい。お待ちしております。

青葉音楽百景



※ 詳細はこちら
(8月上旬公開)

1
9/13
(日)

青葉区民音楽祭参加公演

横浜緑吹奏楽団第41回定期演奏会

会 場:青葉公会堂 開場 13:30 開演 14:00 【入場無料】
第1部 歌劇「サムソンとデリラ」より「バッカナール」、他
第2部 企画ステージ「緑吹学園」

9/12(土) 16:00～
秘密の公開リハーサル

2
9/27
(日)

青葉区民音楽祭関連公演

青葉台吹奏楽団第38回定期演奏会

会 場:青葉公会堂 開場 13:00 開演 13:30 【入場無料】
演奏曲:天国の島、パイレーツ・オブ・カリビアン、他

3
10/4
(日)

青葉区民音楽祭関連公演

緑交響楽団第76回定期演奏会

会 場:神奈川県立音楽堂 開場 12:45 開演 13:30
入場料:1,000円 (電子チケット「teket」による事前購入)
演奏曲:ベルリオーズ「イタリアのハロルド」、フランク交響曲二短調、他
指 揮:伊藤 翔 ヴィオラ独奏:村松 龍(N響ヴィオラ次席)
お問合せ:080-1204-4561(緑交響楽団)

4
10/25
(日)

青葉区民音楽祭関連公演

ウィンドアンサンブルコンブリオ第12回定期演奏会

会 場:青葉公会堂 開場 13:30 開演 14:00 【入場無料】
指揮・フリーゲルホルン独奏:三澤 慶(トランペット奏者・作曲家)
演奏曲:吹奏楽のための第三組曲「バレエの情景」、「ヘアスプレー」セレクション、他

5
11/1
(日)

青葉区民音楽祭参加公演

奈良北オカリナクラブ オータムコンサート ～旅するオカリナ～

会 場:青葉台フィリアホール 開場 13:30 開演 14:00 【入場無料】
ゲスト:トリプルオカリーナ 波多野 杜邦 ピアノ 長岡 知子
要入場整理券 お申込み:080-1135-3504(小池)

6
11/8
(日)

青葉区民音楽祭 メインステージ

会 場:青葉公会堂 開場 10:45 開演 11:00 【入場無料】
出演団体(演奏順):
青葉台ジョイフルフレンズ・ハーモニカ／横浜アコーディオン愛好会
リコーダーコンソート青葉／マリンBAマリン(マリンバアンサンブル)
Plumeria(インドネシア竹製民族楽器演奏)／青葉台吹奏楽団

お問合せ

主催/青葉区民芸術祭運営委員会器楽部会 ①⑤⑥ 共催/青葉区役所 ②④ 後援/青葉区役所
事務局/青葉区地域振興課文化・コミュニティ係
TEL. 045-978-2295 Eメール ao-bunkomi@city.yokohama.lg.jp



青葉区

横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う
市民アンケート等の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民アンケートとパネル展の概要

(1) 市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。

※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

(2) パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

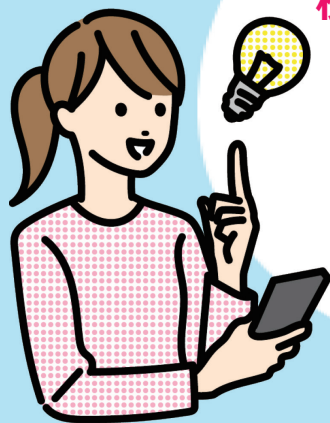
場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。

都市整備局地域まちづくり課
担当 奥村・山崎・岩谷・大串・豊島
電話：045-671-2939 /FAX 045-663-8641
メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp



まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



実施期間 2026年7月27日 から **8月31日まで**

回答方法 ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年**のまちの将来像やまちづくりの方針を示します。

02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、今後改めてご意見を伺います。



ベビーカーでも移動しやすくして欲しい...

家の近くでも買い物できたらなあ



観光スポットが多くて楽しい！



03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

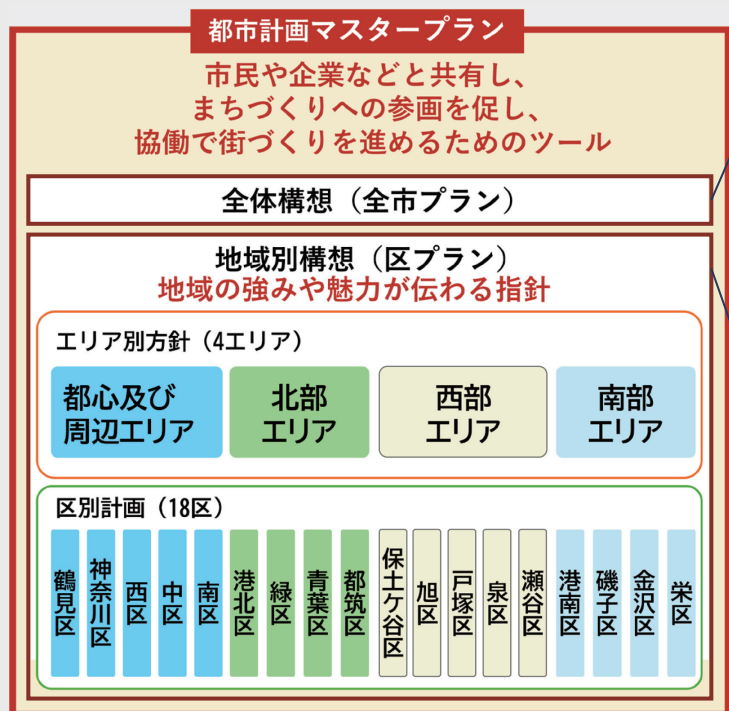


都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市計画マスタープランの構成



全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。

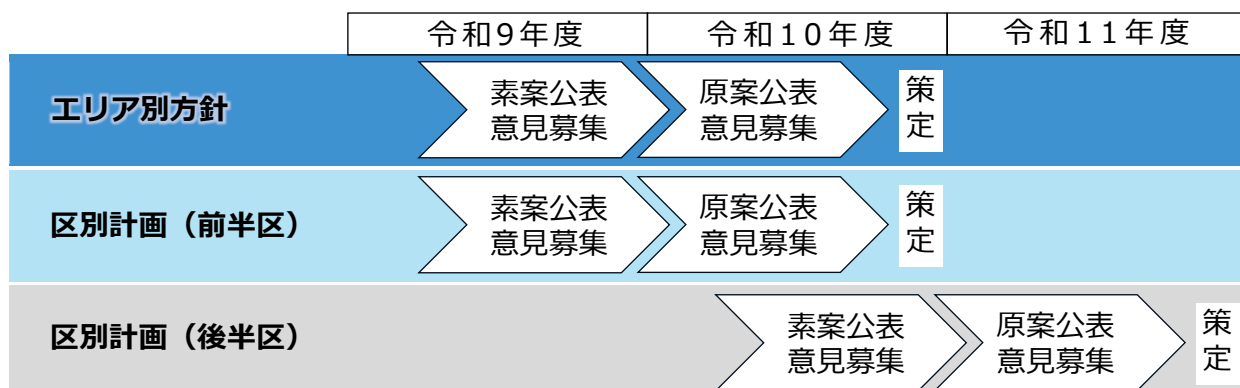


現行の区プラン

スケジュール

今回

アンケート
パネル展等



- 前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区
- 後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区

横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び 「球根ミックス花壇づくり」の募集等について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「レッツグリーンアクション」の企画募集について

(1) 概要

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体・個人等の皆様から、横浜グリーンエキスポの会場で実施いただく環境に関するワークショップ等を募集します。

(2) 募集する企画例

ワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験 など

(3) 対象・組数

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体、個人、企業、学校等 100 組程度

(4) 募集期間

令和8年7月21日（火）～9月4日（金）

(5) 申込方法

インターネットの応募フォーム

(<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>)

(6) お問い合わせ先

「環共」プログラム事務局

〔電話〕 03-6268-8676 ※受付時間：平日・午前9時～午後5時30分

〔メール〕 info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp



4 「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

(1) 概要

市民参加による花壇づくりを通して、市民の皆様とともにつくる横浜市出展を目指します。

ギネス記録に挑戦し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成を図るため、花壇づくりへの参加者を募集します。

(2) 募集人数

2,100 名

(3) 募集期間

令和8年7月27日（月）～10月9日（金）

(4) 申込方法

詳細はホームページを確認いただき、応募をお願いいたします。

(<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/event/>)



5 「機運醸成ステッカー」の掲出について

地域や企業の皆様の協力を得ながら、まち全体でエキスポへの期待感や応援ムード、盛り上がりを醸成するため、市民や来街者など多くの方々が訪れる民間施設等に8月頃から順次配付し、掲出いただく予定です。



6 送付資料

- ・「レッツグリーンアクション」募集チラシ
- ・「球根ミックス花壇づくり」募集チラシ

仕様： 11cm × 11cm 両面シール
製作枚数： 10万枚
掲出期間： 令和8年8月上旬～
横浜グリーンエキスポの終了日
(令和9年9月26日) まで

3 について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 藤原、木下
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

4 について

みどり環境局戦略企画課
担当 野本
電話 045-671-2032 /FAX 045-550-4093
メール mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp

5 について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 西尾、雨宮
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

地球と共に「環共」プログラム



公式マスコットキャラクター
トウントウンク

企画募集!

レッツ グリーンアクション

あなたの環境への取組をEXPO来場者につなげよう!

企画募集期間 2026年 7月21日(火)～9月4日(金) 17時まで

ワークショップや体験型展示等を通じて、
来場者に環境に対する"活動"や"想い"を伝え、
横浜グリーンエキスポから環境活動に
取り組む人々の輪を広げる企画を募集します。

エコ
ワークショップ



フィールド
ワーク



ロスフラワー
アート



環境教育
ワークショップ



園芸教室



レッツグリーンアクション

募集概要

募集する企画例

ワークショップ、
体験型展示、
園芸教室、創作体験等

対象

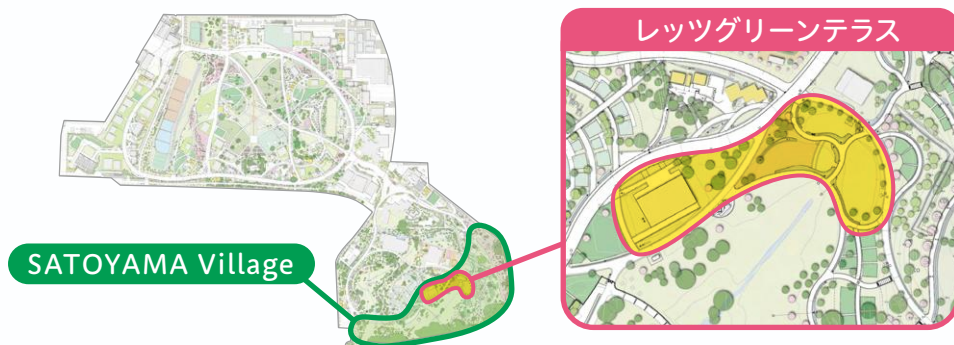
環境活動を行っている又は環境活動を始めたい
団体、個人、企業、学校等
応募組数:100組程度

応募方法

応募フォームからエントリー 詳細はウェブページをご覧ください。
※ウェブページに記載している募集要項等を必ずご確認の上、ご応募ください。

活動する場所

SATOYAMA Village 内「レッツグリーンテラス」



©Expo 2027



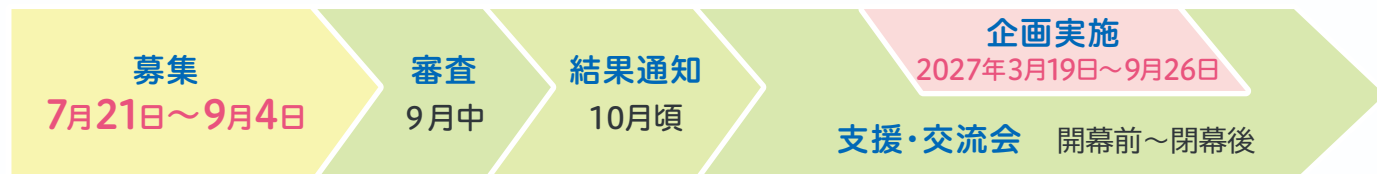
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

募集説明会

日付	時間	場所
7月28日(火)	19:00～20:00	象の鼻テラス(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)
8月1日(土)	14:00～15:00	神奈川県厚木合同庁舎(神奈川県厚木市水引2丁目3-1)
8月8日(土)	14:00～15:00	品川インターシティホール会議室(東京都港区港南2丁目15-4)

※終了時刻は見込みです。 ※事前の申込みが必要です。詳細はウェブページをご覧ください。
※企画応募にあたっては、募集説明会の参加は必須ではありません。

スケジュール(予定)



詳細・応募はこちらから

レッツグリーンアクション 検索

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

問合せ先 「環共」プログラム事務局

TEL 03-6268-8676

E-mail info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp

受付時間 9:00～17:30(土日、祝日を除く) ※7月13日受付開始予定

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027

主催

GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



OFFICIAL
CHALLENGE



© Expo 2027

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

横浜グリーンエクスポ 連携イベント ギネス世界記録®に挑戦！ 球根ミックス花壇づくりで仲間になろう！

挑戦内容

同時に球根を植えた最多人数(複数会場)

本挑戦記録におけるオンラインによる同時中継での挑戦は世界"初"の挑戦記録となる予定です

開催日

2026年
11月14日(土)

募集期間

2026年
7月27日(月)～10月9日(金)まで



←[応募はコチラから]
詳細はホームページをご確認ください

横浜市民活動フィールド



球根ミックス花壇とは？

2017年の全国都市緑化よこはまフェアに合わせ、山下公園で始まった花壇づくりです。現在は市内各所の公園で実践されています。チューリップやスイセン、ムスカリなどの春咲き球根を混ぜて植えることで、開花時期の異なる花が次々に咲き、長く楽しめるのが特徴です。時期ごとに異なる景色を楽しめます。

ギネス世界記録への挑戦内容・参加資格

横浜グリーンエキスポ会場を中心に、横浜公園・新横浜公園・金沢自然公園・反町公園をオンライン中継でつなぎ、一斉に球根を植える人数でギネス世界記録に挑戦します。



参加資格

グリーンエキスポ会場
横浜公園／金沢自然公園／反町公園

小学5年生以上・横浜市内に
在住、在学、在勤の方

新横浜公園

小学5年生以上、
市外からのご参加も可能

いよいよ、「横浜グリーンエキスポ」の開幕が近づいてまいりました。市民の皆様一人ひとりの参加によって作りあげるこのエキスポが、環境への意識や行動を見つめ直すきっかけとなり、心に残り続ける万博となるよう、ともに歩んでいきたいと思ひます。

その大きな一歩となるのが、今回の花壇づくりです。上瀬谷のグリーンエキスポ会場をはじめ、市内5会場をオンラインで結び、一斉に球根を植え、ギネス世界記録に挑戦します。同じ時期に、同じ思いで植えられた球根は、来春、エキスポ会場を彩る花の風景へとつながっていきます。自らの手で万博の景色づくりに関わることのできる、またとない機会です。

ぜひご家族やご友人とともにご参加いただき、この日ならではの特別な体験を共有しながら、「横浜グリーンエキスポ」をともに創り上げてまいりましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

このチラシに関するお問合せ：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
E-mail: mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

主催：横浜市、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市市民活動フィールド実行委員会
共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
公益財団法人横浜市スポーツ協会



©EXPO 2027

「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

1 趣旨

今後 4 年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6 月 5 日に横浜市会において議決されました。※ 1

本計画の策定に当たっては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページで公表しました。

本計画は、「市民の実感」で政策の成果を測り、データに基づく検証・改善を重ねることとで、市民生活の向上を図ることを目指しています。

本計画に掲げた戦略や政策等を皆様と共有し、連携しながら、共に目指す都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組んでまいります。

本計画の周知に御協力のほど、何卒お願い申し上げます。

※ 1 附帯意見を付して議決

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 公表資料

単位会長あてに概要版パンフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

また、確定版冊子の販売及び概要版パンフレットの配布は以下のスケジュールで予定しています。

	確定版冊子（有償販売）	概要版パンフレット
7 月 2 日	市ウェブページ※ ² で公表済み	市ウェブページ※ ² で公表済み
7 月区連会	－	単位会長あて送付
7 月中下旬	－	配布開始予定 （市民情報センター、区役所等）
8 月頃	販売開始予定 （価格、時期など決まり次第、市ウェブページ※ ² で公表します）	－

※ 2 市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>



政策経営・国際戦略局経営戦略課
担当 山口、岡田
電話 045-671-2010 /FAX 045-663-4613
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp



横浜市中期計画 2026-2029

【概要版】

City of YOKOHAMA

横浜の未来

— 都市像「明日をひらく都市」へ(2040年頃の横浜のありたい姿)—

都市像「明日をひらく都市」は、2040年頃の横浜のありたい姿をあらわしています。「横浜市中期計画2026-2029」においても、「明日をひらく都市」を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。

ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。

これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。

様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。

多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。

たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。

多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。

自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。

横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。

明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

※「明日をひらく都市」は、変化が激しく先行きが見通しにくい不確実な社会にあって、「横浜市中期計画2022-2025」の策定を機に、法令等に留意し、4年ごとに策定する中期計画の指針にするという考え方に立って策定した都市像です。横浜市は、あらゆる機会を捉えてこの指針を内外に発信・共有し、横浜に関わる多様な人・企業・団体の皆様と共に未来を切り拓いていくための共通の大きな考え方として活用してきました。

※「明日をひらく都市」は、社会の変化に対応しながら持続可能で包摂的な都市を目指す方向性として示したもので、横浜市基本構想(2006(平成18)年策定)を踏まえて策定しています。「明日をひらく都市」を本計画でも継承していくとする考えのもと、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

計画の考え方

【 計画の位置付けと策定経過 】

「横浜市中期計画2026-2029(以下「本計画」という。)」は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像「明日をひらく都市」を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、「市民生活の安心・安全」と「横浜の持続的な成長・発展」を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

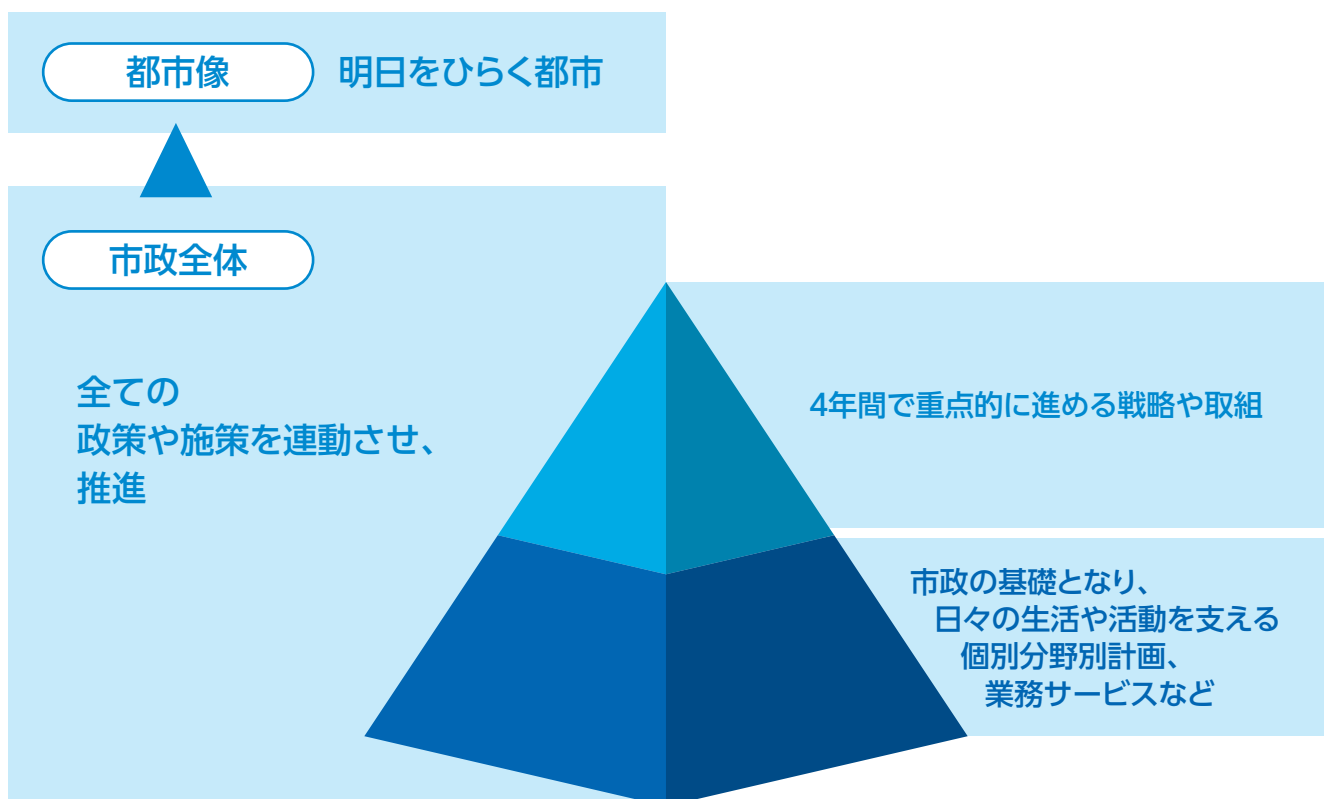
【 本計画の特徴 】

本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、「都市像」、「戦略」、「政策」、「施策」の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした前計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

【 市政の基調と目指す都市 】

平和や人権の尊重を市政の基調に据え、本計画を4年間の重要方針とし、個別分野別計画など横浜市が進める全ての政策や施策と連動させることにより、市民の皆様やこれから横浜を共に育む仲間となる皆様が、明るく元気に自分らしく生きることができ、横浜での暮らしや活動に価値を実感できる、そして世界に誇れる都市を目指していきます。



戦略

本計画では、戦略として、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組めます。



市民生活の安心・安全

あらゆる世代・多様な市民の皆様が
安心・安全を基本に、
自分らしくいきいきと暮らすことのできる
「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

×

横浜の持続的な成長・発展

世界をリードする都市として
持続的に成長・発展することで
未来に希望を抱くことができる
「選ばれるまち」を目指します

計画期間

2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までの4年間の計画とします。

計画体系

共にめざす都市像 OPEN×PIONEER 2070 YOKOHAMA 明日をひらく都市

「財政ビジョン」を市政運営の土台とし、「行政運営の基本方針」に基づき、
横浜市役所は組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様と共に、
〈14の政策分野からなる総合的な取組〉と〈横浜の成長・発展に向けた横断的な取組〉により、
「明日をひらく都市」の実現を目指します。

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

総合的な取組

政策の分野(14の政策群) ——— 33の施策群

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療・保健	にぎわい・スポーツ・文化
こども・子育て	産業
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境との共生
障害児・者	みどり

政策群は、政策分野に関連する取組を
まとめた施策群で構成

- 各施策群は個別分野別計画と連動
- アウトカム※1指標により進捗管理

政策群 1

施策群
施策群
⋮

政策群 2

施策群
施策群
⋮

政策群 14

施策群
施策群

横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

循環型都市への移行

観光・経済活性化

未来を創るまちづくり

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン※2(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

※1 アウトカム：施策・事業の実施により発生する社会的・環境的成果

※2 リ・デザイン：既に存在する仕組みやサービスなどを、新たな目的や状況に合わせて再度設計し直すこと

データ駆動型経営への本格移行

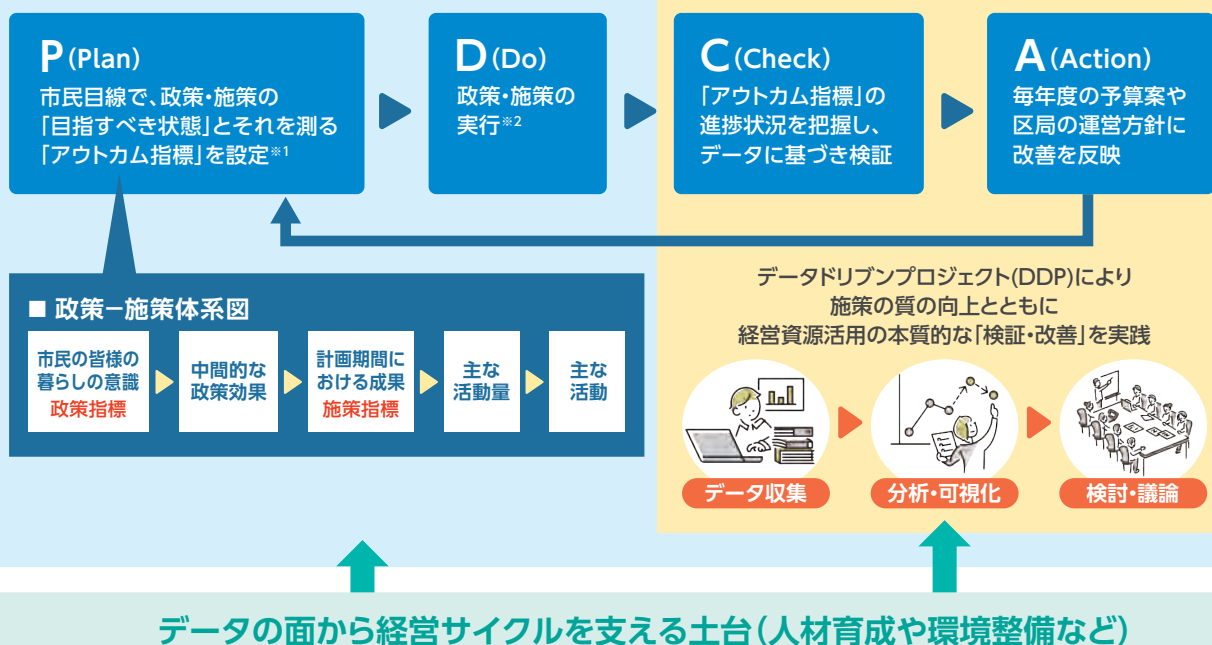
データ駆動型経営へ本格移行し、「政策・施策」の体系(政策・施策体系図)のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。

本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル(PDCA)」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

横浜市役所が実践するデータ駆動型経営

「市民目線の経営サイクル(PDCA)」の中で、「目指すべき状態」と「アウトカム指標」の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで、成果を発現

◆市民目線の経営サイクル



※1 計画策定段階で、市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャストで設定し、可能な限り可視化

※2 最適な手法の選択、協働・共創の推進

こうした経営サイクルの一環として、計画策定時に、政策・施策について、

政策群 に **市民の実感** を測る政策指標

施策群 に **成果発揮** を目指す施策指標

を、それぞれアウトカム指標として設定しました。

なお、こうした指標のほかに、人口(転入超過数、生産年齢人口、出生率)、市内就業者数、市内総生産、市内CO₂排出量をはじめ、本計画での中間的な政策効果などの数値の動きも確認・留意しながら、戦略の推進に生かしていきます。

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



基礎自治体が対応すべき行政分野の取組を、14の政策群・33の施策群にまとめました。

政策群に設定した「市民の実感を測る政策指標」（現状値（令和7年度の実績））の向上等を目指し、施策群の取組を今後4年間で重点的に取り組んでいきます。

政策群

01 毎日の安心・安全



市民実感を測る政策指標
治安の良いまち
だと思いますか

66.8%

インフラ施設が安心・
安全に利用できるまち
だと思いますか

78.0%

施策群

01 防犯、歩行者の安心・安全

02 インフラ施設の安全確保

主な取組

先端技術の活用による「暗がり」解消、通学路をはじめとした歩行者が安心して通行できる空間整備、インフラ施設の計画的な保全や長寿命化・更新等

主な指標

【目標値】
●夜間照度（灯りの充足率）【100%】
●防犯カメラの設置率（自治会町内会新規要望充足率）【100%】
●小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率【100%】
【目標値】
●通学路でのこどもの交通事故死亡者数【0人】
●路面下空洞調査の完了率（4年間で調査が必要な延長に対する割合）【100%】
●送配水管の更新・耐震化の完了率（送配水管の耐震管率）【39%】

政策群

02 防災・減災



市民実感を測る政策指標
災害に強いまち
だと思いますか

災害に強いまちだと思いますか

45.6%

施策群

03 地震防災対策

04 風水害対策

主な取組

発災時の安全の確保、誰もが安心して避難生活を送ることができる避難所環境の整備、広域防災拠点の整備、浸水対策や河川護岸の整備、崖地の安全対策、多様な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動

主な指標

【目標値】
●食料・飲料水備蓄量（地域防災拠点）【避難者3食3日分】
●重点対策地域^{*1}内の地震ブレイカー設置率【80%】
●「浸水リスクが高く早期に整備する地区」の事業着手率【100%】
【目標値】
●トイレ洋式化率（市立小中学校）【100%】
●広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率【100%】
●自宅の災害リスクを知っていると答えた市民の割合（地震・風水害）【75%以上】

政策群

03 医療・保健



市民実感を測る政策指標
安心して適切な医療が受けられるまち
だと思いますか

安心して適切な医療が受けられるまち
だと思いますか

77.9%

施策群

05 医療・救急・保健

主な取組

地域中核病院及び市大附属2病院・医学部等の再整備等の支援や検討、AI・デジタル技術の積極的な活用、地域完結型医療の推進、総合的ながん対策、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、歯科口腔保健や食環境づくり

主な指標

【目標値】
●入院医療の市内完結率 急性期【84.5%】
●がん検診の受診者数【700,000人】
●緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間【6分台を維持】
【目標値】
●入院医療の市内完結率 回復期【91%】
●がん精密検査の受診率【90%】
●健康に気を付けていると答えた市民の割合【維持・増加（87.8%以上）】

政策群

04 こども・子育て



市民実感を測る政策指標
子育てしやすいまち
だと思いますか

子育てしやすいまちだと思いますか

57.0%

施策群

06 子育て支援

07 保育・幼児教育

08 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

09 困難な状況にあるこども・家庭への支援

主な取組

一時預かり施策の充実、18歳までの小児医療費助成の無償化、待機児童^{*2}や保育の必要性が高い保留児童^{*3}の解消、年齢に応じた体験機会の充実、学校の長期休業期間中の昼食提供、困難を抱えるこどもやその家族を社会全体で見守り・支える環境づくり

主な指標

【目標値】
●小児医療費助成の対象者数【480,019人】
●待機児童数【0人】
●放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供利用者数【22,000人】
【目標値】
●一時保育・乳幼児一時預かり等の利用実人数【20,000人】
●こどもの体験機会数（スポーツ・文化・農を含む）【14,500回】
●若者の社会参加に向けた支援による改善者数【7,700人（累計）】

政策群

05 教育



市民実感を測る政策指標
教育環境が充実しているまち
だと思いますか

教育環境が充実しているまち
だと思いますか

57.4%

施策群

10 教育環境の整備（ソフト・ハード）

11 安心して生活できる学びの環境づくり

12 学力の向上

13 教職員

主な取組

空調設備やエレベータの設置・更新、中学校全員給食の着実な推進等ソフト・ハード両面からの教育環境整備、柔軟で多様な学びの環境づくり、「子ども主体の学び」による資質・能力の着実な育成、先端技術を取り入れた英語教育、教職員の養成・採用・育成・働き方の一体的な改革の推進

主な指標

【目標値】
●エアコン設置率（市立小中学校体育館）【100%】
●学校が安心できる場所だと感じている児童生徒の割合【小6：87%】【中3：87%】
●算数（数学）の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できている児童生徒の割合【中3：70%】
【目標値】
●栄養バランスを考えて食事をしている児童生徒の割合【80%】
●中学卒業段階でCEFR^{*4}A1相当以上の生徒の割合【85%】
●月の時間外在校等時間の平均時間【30時間以下に抑制】

※1 重点対策地域：「横浜市内密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、延焼危険性が特に高く、重点的に対策を推進する地域

※2 待機児童：国の集計方法に基づき、保留児童から横浜保育室入所者等を除いた児童 ※3 保留児童：保育所等に利用申込をしたが、保育所等を利用できていない児童

※4 CEFR：「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages）」の略称。外国語能力を6段階で評価する国際的な基準

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



政策群 06 高齢・長寿



市民実感を測る政策指標

高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

47.1%

施策群 14 高齢者支援

主な取組

地域との協働を基盤とした買い物などの日常生活支援や、ボランティア、就労的活動などの社会参加支援、データ等を活用した健康づくり・介護予防、安心して暮らし続けられる仕組みづくり

主な指標

●介護予防・フレイル ^{*5} 対策等につながる通いの場等に参加した人数	【目標値】 【増加】 102,463人超	●今後(老後)の暮らしについて考えたり、誰かと話したことがある人の割合	【目標値】 【維持・増加】 87.3%以上
●医療専門職の個別的支援(ハイリスクアプローチ ^{*6})により、状態が維持・改善した高齢者の割合	【増加】 74.3%超	●特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数	【4か月】

政策群 07 障害児・者



市民実感を測る政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

30.9%

施策群 15 障害児・者支援

主な取組

多様な暮らしや就労を支える取組、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し育てていく支援、市内の関係部局や、関係機関等との連携を強化し、乳幼児期・学齢期・青年期・成人期を通じた切れ目のない支援

主な指標

●グループホーム ^{*7} 利用者数	【目標値】 【7,000人】	●医療的ケア児の待機児童数	【目標値】 【0人】
●福祉施設から一般就労への移行者数	【1,200人】	●医療的ケア児・者等支援者養成数(養成研修修了者数累計)	【540人】

政策群 08 暮らし・コミュニティ



市民実感を測る政策指標

お住まいの地域は暮らしやすいまちだと思いますか

79.0%

施策群 16 地域の生活環境 17 学び・交流を支える地域の情報拠点 18 多文化共生 19 困難を抱えた人の支援

主な取組

豊かな住環境の形成、望まない受動喫煙の防止、デジタル手法等の導入による地域活動に参加しやすい環境整備、地域図書館の老朽化対策、図書取次拠点の増設、新たな図書館整備、外国人が地域で活躍できる環境づくり、生活困窮等困難を抱えている人への早期支援

主な指標

●直近1か月で受動喫煙の機会があると答えた市民の割合	【目標値】 【33%以下】	●自治会町内会活動に係る補助金等のオンライン申請率	【目標値】 【70%】
●居住環境に配慮した住宅ストック ^{*8} 数	【2,790件】 (R6-10累計)	●本に触れる機会が増加したと答えた市民の割合	【70%以上】
●地域社会において多様な文化を理解し合うことが重要と考える市民の割合	【維持・増加】 78.4%以上	●自立に向けた支援につながった対象者数	【増加】 7,920人超

政策群 09 交通



市民実感を測る政策指標

鉄道やバスなどの公共交通機関が便利なまちだと思いますか

77.6%

施策群 20 市民の移動手段の確保

主な取組

バスネットワークの維持や交通空白地の解消、地域公共交通への自動運転技術の導入支援、シェアサイクルなど多様で魅力的な移動手段の充実、高速鉄道3号線の延伸など交通ネットワークの強化や渋滞対策

主な指標

●バス運転士数充足率(2024年度の運転士の定員数に対する割合)	【目標値】 【100%】	●市営バス・地下鉄を安心して利用できると答えた市民の割合	【目標値】 【維持・増加】 79.4%以上
●交通空白地の解消(市域面積に対する交通空白地の割合)	【半減】	●シェアサイクル普及率	【2%】
●外出が増加した地区数	【53地区】	●市内の主要渋滞箇所数	【1割減少】

政策群 10 にぎわい・スポーツ・文化



市民実感を測る政策指標

観光やスポーツ・文化により、にぎわい・活力のあるまちだと思いますか

81.0%

施策群 21 観光・MICE^{*9}

22 スポーツ

23 文化芸術

主な取組

戦略的な誘客プロモーション、MICE誘致、夜景を含めた水際線の魅力向上等を通じた戦略的な回遊性向上、クルーズ船誘致、地域に根ざしたスポーツの振興、大規模スポーツイベントの誘致開催、身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり

主な指標

●観光消費額	【目標値】 【5,500億円】	●観光入込客数	【目標値】 【4,000万人】
●延べ宿泊者数	【1,100万人泊】	●クルーズ船寄港数	【220回】
●横浜市はスポーツの参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】	●横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】

政策群 11 産業



市民実感を測る政策指標

経済的な活力があるまちだと思いますか

50.4%

施策群 24 経済成長

25 地域産業

主な取組

サーキュラーエコノミー^{※10}やAI・半導体関連など将来の成長産業における企業集積の促進、革新的な技術を有するスタートアップ^{※11}の創出・成長・立地、中小企業の経営力・生産性向上や循環型経営への転換支援、国内最高レベルの横浜港の物流機能を生かした国際競争力の強化

主な指標

●市内新規投資件数 (サーキュラーエコノミー・AI関連)	【目標値】 【24件】 (4年間累計)	●市内スタートアップ雇用者数 【9,000人】
●中小企業雇用者数 ^{※12}	【870,000人】	●商店街など身近に買い物や飲食ができる場所があると感じる市民の割合 【75%以上】
●支援施策により経営の改善・安定につながった中小企業数	【10,000社】 (4年間累計)	●超大型コンテナ船着岸数 【294隻/年】

政策群 12 まちづくり



市民実感を測る政策指標

魅力的なまちだと思いますか

69.4%

施策群 26 都心部・臨海部のまちづくり

27 郊外部のまちづくり

主な取組

都心臨海部や新横浜都心において、世界を魅了する水際線の形成をはじめとする魅力的な都市空間の形成・活用や回遊性の向上、山下ふ頭の再開発、返還を契機とした新根岸地区におけるまちづくり、郊外部における地域の特色や歴史などの資源を生かした誰もがいきいきと暮らせる住まいづくり・まちづくり

主な指標

●都心臨海部・新横浜都心での来街者滞在時間数	【目標値】 【8.0時間】	●みなとみらい地区の事業所数 【2,110社】
●水際線の来街者数	【1,100万人】	●みなとみらい地区の就業者数 【15.5万人】
●京浜臨海部における産業系の大規模建設投資件数	【22件】 (4年間累計)	●郊外部主要駅における来街者数の対前年変動率 【増加 0%超】

政策群 13 環境との共生



市民実感を測る政策指標

以前より環境に配慮した行動をするようになったと思いますか

71.6%

施策群 28 カーボンニュートラル^{※13}

29 横浜グリーンエクスポ

30 循環型社会に向けた取組

主な取組

様々な主体と連携した「市民の行動変容」「事業者の行動変容」「脱炭素イノベーション」「市役所の率先行動」の推進、横浜グリーンエクスポの開催を通じた地球規模の課題共有と解決につなげる行動変容、再資源化^{※14}の促進、積極的なシェアリングサービスの利用等を通じた横浜らしい循環型都市への移行

主な指標

●脱炭素の取組進捗率 (環境クレジット制度 ^{※15} への参加)	【目標値】 【100%】	●脱炭素の取組進捗率(市役所) 【74%】
●環境にやさしい行動に取り組んでいると答えた市民の割合	【維持・増加 76.2%以上】	●シェアリングエコノミー ^{※16} に参加している と答えた市民の割合 【25%以上】
●企業マッチング等による投入資源削減量 ^{※17}	【8,000t】	●サーキュラーエコノミーに関する事業への参加人数 【61,000人】

政策群 14 みどり



市民実感を測る政策指標

身近な自然環境が充実しているまちだと思いますか

68.8%

施策群 31 公園・動物園

32 都市農業

33 みどりの保全と創出

主な取組

「やさしい公園づくり」や柔軟な運営による公園の一層の活用、プレイパークをはじめとするこどもの体験機会の拡充、3つの動物園の特性を伸ばした体験価値の向上、豊かな農のブランディングによる都市の魅力向上、郊外部に残された樹林地の保全、魅力を実感できる新たなみどり空間の創出

主な指標

●公園等でのこどもの体験機会の創出数	【目標値】 【80箇所】	●市民の動物園に関する満足度 【維持・増加 78.9%以上】
●農に親しむ機会があると答えた市民の割合	【33%以上】	●市内産農畜産物直売所利用者数 【1,540千人】
●よこはまのみどりを魅力的と感じる市民の割合	【維持・増加 76.5%以上】	●都心臨海部の新たな魅力あるみどり空間の創出数 【3箇所】

※5 フレイル：からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態 ※6 ハイリスクアプローチ：健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること

※7 グループホーム：当該項目では、障害のある人が地域の一般的な住居で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を行う住まいの場のことをいう

※8 住宅ストック：市内に現存する住宅

※9 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)などの総称

※10 サーキュラーエコノミー：シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル

※11 スタートアップ：一般的に「新しい企業であって」、「新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し」、「急成長をめざす企業」のことを指す

※12 中小企業雇用者数：法人市民税課税台帳データから、市内中小企業の市内従業者数を抽出して算出

※13 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源(事業活動や日常生活)による排出量と、建設資材等の原材料への二酸化炭素の再利用や森林吸収等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出量の実質ゼロを指す

※14 再資源化：ごみとして排出された廃棄物(プラスチック、紙、建設廃棄物など)を、そのまま処分せず、新たな製品の原材料やエネルギー源として再利用できる状態に加工する活動

※15 環境クレジット制度：企業等が温室効果ガス削減量を取引できる制度

※16 シェアリングエコノミー：消費者庁の「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」によると、インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形

※17 投入資源削減量：焼却や埋立処理していたものを、リユースやリサイクル等により循環させることで、製品に新たに投入する資源を削減した量

明日をひらく都市プロジェクト

「政策 - 施策」の体系のもと、個別分野別計画等の推進も含め、政策群に位置付ける今後4年間で重点的に進めるみどり・農・海等豊かな自然環境など、横浜のポテンシャルや魅力をより高め、横浜の更なる持続的な成長・発展につ

01 循環型都市への移行

～生産・消費・再資源化のあらゆるステージで
循環型都市を目指す「YOKOHAMA CIRCULAR LINK」～

環境・経済の両面から持続可能な都市を実現するため、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を進めます。サーキュラーエコノミーは、資源やエネルギーの循環利用により環境負荷を減らし、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。また、新たなサービスや技術を生み出し、経済の活性化にもつながります。

横浜ならではの都市の特性を生かした「横浜らしいサーキュラーエコノミー」の取組を推進し、持続可能な循環型都市を目指すとともに、この取組を横浜グリーンエクスポ等を通じて世界に発信します。

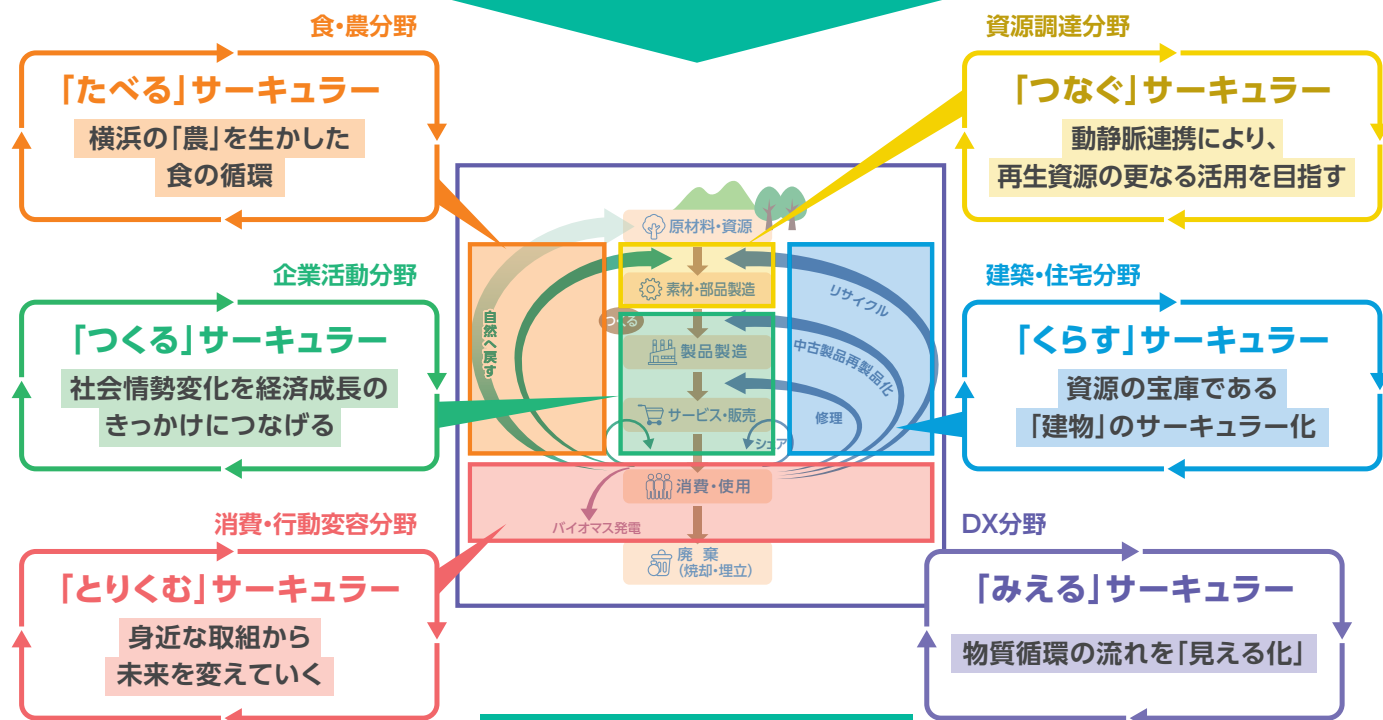
横浜の強み・特性

大規模

多様性

市民意識

「横浜らしい」循環型都市へ



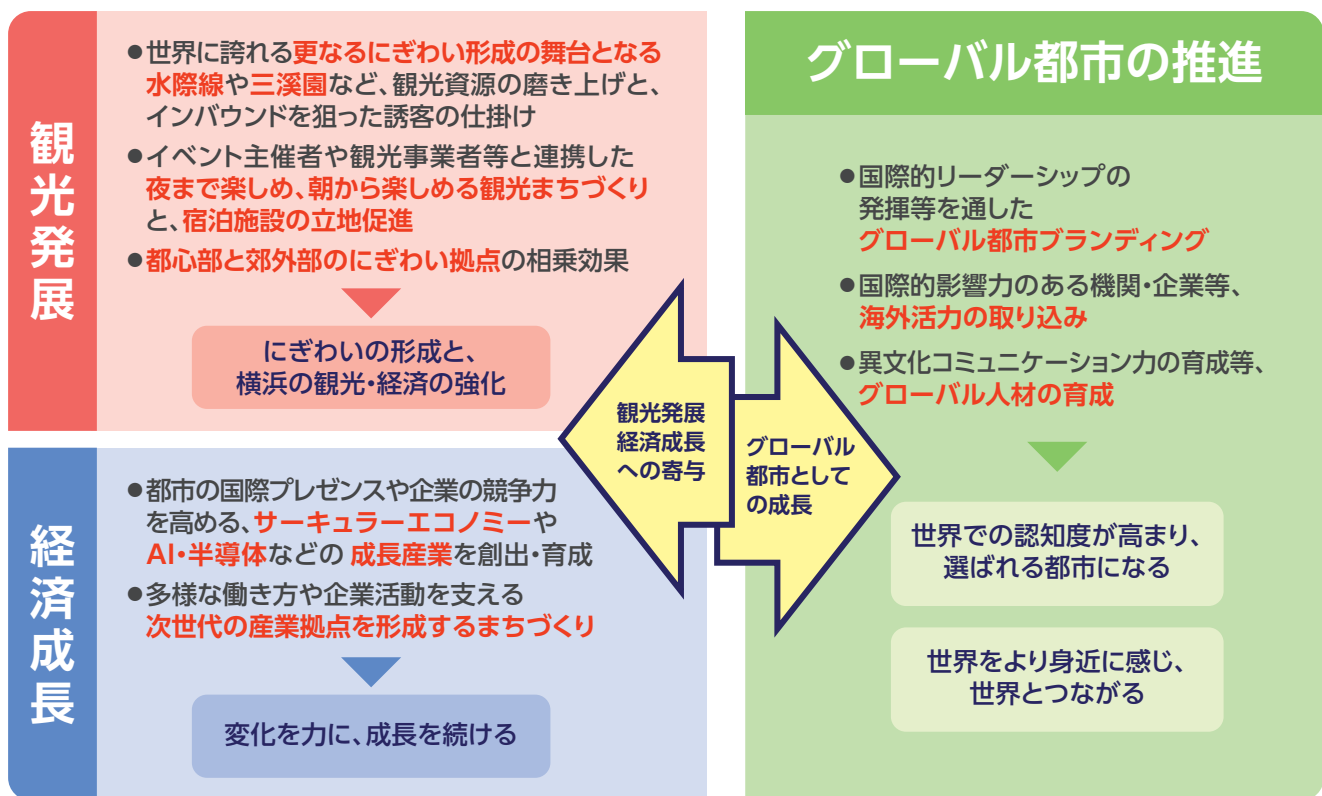
サーキュラーエコノミーが国際的な潮流となっていく中、
これらの取組を広く世界へ発信し、
アジアを代表する循環型都市へ

総合的な取組を市民目線で推進することはもちろん、先人たちが築き、維持・継承してきた都市基盤や経済環境、
ながるテーマについて、「明日をひらく都市プロジェクト」として、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。

02 観光・経済活性化 ～にぎわいが経済を育み、世界とつながる横浜へ～

サーキュラーエコノミーやAI・半導体等、最先端技術の進展などの世界潮流を見据えるとともに、世界に誇れる水際線や三溪園をはじめとした、観光都市・横浜を代表する資源を生かして、横浜の観光・経済における強み・ポテンシャルを最大化するとともに、未来に向けた産業創出に取り組み、経済の持続的な成長・発展につなげます。

さらに、積極的に海外活力の取り込み、横浜ブランドの海外への発信を進め、国内外から人や企業が集まる、グローバル都市横浜を目指します。

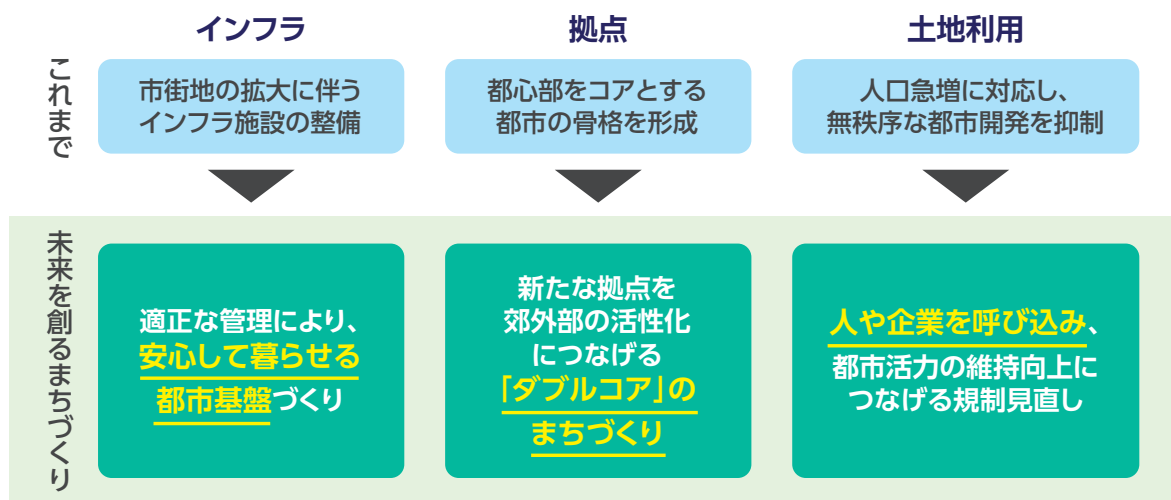


観光発展 + 経済成長 + グローバル都市の推進

3つの取組を連動して進め、市民が世界に誇れる都市へ

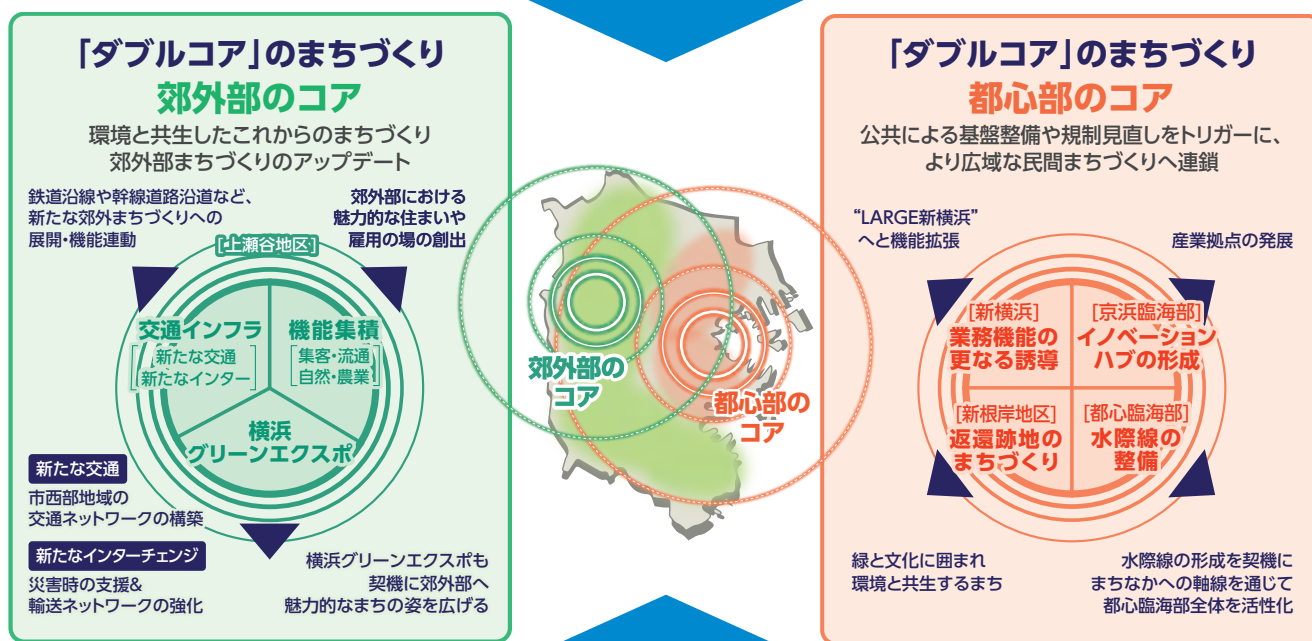
人口減少社会においても持続的に成長・発展する都市を目指して、未来を創るまちづくりを進めます。

従来の都心部だけでなく郊外部にも活性化の拠点を創り、これまで以上に郊外部のまちづくりに力を入れていきます。あわせて、人や企業を呼び込み、都市活力の維持向上につなげる全市的な土地利用規制の見直しや、成長の土台となる市民の皆様の安心・安全な暮らしを守る基盤づくりを進めます。



安心して暮らせるまちづくり

まちの基礎であるインフラ施設（上下水道・道路等）を、着実に維持管理します。
将来の大規模災害にも備え、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守ります。



規制見直しを通じた機能誘導

土地利用規制を時代の変化や社会ニーズに合わせて全市的に見直します。
地域ごとの特性に応じた、人や企業を惹きつけ活力ある魅力的な市街地を形成します。

行財政運営

政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営を更に強化します。

「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立させることを目指し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる体制・仕組みを構築し、市民の皆様の信頼に応える持続可能な市政運営を実現します。

1 行政運営

少子高齢化社会の進展や、生成AI等の最新技術の発展など、社会の状況が大きく変化する中で、横浜市では一層、イノベーションを加速していく必要があります。

デジタル技術の活用をはじめとした便利で安心な市民サービスの向上、BPR^{※1}による業務効率化等を目指す行政運営の最適化を両輪として、行政運営を進めていきます。

また、職員が働きがいを実感できる職場をつくるために、戦略的な人材育成の推進や、働き方改革、就業環境の更なる向上等を進め、市役所のチーム力向上につなげます。

01 便利で安心な市民サービス

取組1(1)	「行かない」、「待たない」、「書かない」、「回らない」窓口の実現
取組1(2)	AI活用による市民サービス向上
取組1(3)	地域課題の解決に向けた取組強化
取組1(4)	公民連携で実現する社会課題解決

02 行政運営の最適化

取組2	業務の効率化と生産性向上
取組3(1)	効率的な組織体制の構築
取組3(2)	戦略的な人材育成と働きがいのある職場づくり
取組4	歳出改革の推進

DX
推進

横浜市が推進するDX^{※2}の事例と4年後の姿(ビジョン)

※1 BPR : Business Process Re-engineeringの略称。既存の業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※2 DX : Digital Transformationの略称。デジタル技術やデータを用いて、社会や生活の形を変えること

2 財政運営

横浜を取り巻く社会経済情勢がかつてないスピードで変化する中、市民の皆様の新たなニーズにも柔軟かつ的確に応えつつ、多様化・複雑化する課題等に対し、常に中長期的な財政運営の展望を持ちながら、持続可能な財政運営を推進する必要があります。

そのため、より効果的・効率的な財政運営を目指し、前例にとらわれることなく施策の質の向上や事業の新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことで、2029(令和11)年度に実施する2030(令和12)年度予算案の編成で減債基金^{※1}の臨時的活用からの脱却を実現します。

01 市民ニーズに柔軟かつ的確に応え続けるための持続可能な財政運営の推進

取組1	減債基金の臨時的な活用からの脱却に向けた歳出改革の推進 (施策・事務事業の最適化、財源確保等の徹底)
取組2	将来を見据えた税源涵養の取組等の推進 (税財源基盤の強化、ふるさと納税の推進等)
取組3	公平公正な税務行政の推進と市税収入等の確保

02 将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理

取組1	計画的・戦略的な市債活用と残高管理
取組2	計画的・戦略的な投資管理の推進
取組3	市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行
取組4	特別会計 ^{※2} ・企業会計の更なる健全化の推進

03 将来を見据えたファシリティマネジメント^{※3}(資産の総合的なマネジメント)の推進

取組1	資産の適正化の推進
取組2	公共施設の適正化の推進
取組3	公共工事における建設業の働き方改革の推進、 適正な発注による品質確保

04 誰もがわかりやすく共感できる財政広報の展開・情報発信

取組1	世代やニーズに応じた、わかりやすく利活用しやすい財政広報の展開
取組2	地方税財政制度の充実に向けた課題提起

※1 減債基金：市が発行した市債の将来の償還(返済)等に備えて、計画的に資金を積み立てるために設置している基金

※2 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜場費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新墓園事業費、風力発電事業費

※3 ファシリティマネジメント：土地・建物等を経営資源と捉え、価値の最大化と公共施設の機能・サービスの持続的な維持・向上の視点から、保有のあり方・維持管理・利活用を最適化すること

「特別市」の早期法制化の実現に向けて

政令指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様提供していくためには、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

大都市横浜が抱える主な課題

- 市と県の二重行政
- 不十分な税制上の措置
- 人口減少社会の到来・超高齢化の進行
- 公共施設の老朽化対策

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

- 市のサービス** 国以外の仕事は全て横浜市が担います
- 市の税金** 横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
- 近隣市町村** 県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
- 区** 区役所機能・住民自治を強化します



詳しくはこちら

横浜グリーンエクスポ

横浜グリーンエクスポは、瀬谷区・旭区の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、「環境と共生する未来のグリーン社会」の在り方を、横浜から世界に向けて発信します。

公式マスコットキャラクター
トウナウトウンク



©Expo 2027

開催概要

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 正式略称：GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
- 開催者：GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)
- 開催場所：旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 開催期間：2027年3月19日(金)～9月26日(日)(192日間)
- テーマ：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 博覧会区域：約100ha(会場区域80ha)
- クラス：A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
- 参加者数：1,500万人(有料来場者数：1,000万人以上)

計画の策定経過

- 2025(令和7)年9月10日 「新たな中期計画の基本的方向」公表
- 2025(令和7)年12月3日 素案の公表
- 2026(令和8)年5月13日 原案の公表
- 2026(令和8)年6月5日 策定



横浜市

横浜市中期計画 2026-2029
【概要版】
横浜市政策経営・国際戦略局経営戦略課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL (045) 671-2010
FAX (045) 663-4613



令和8年6月 写真提供：横浜市観光協会(表紙の風景写真)、ピクスタ(人物写真の一部)

本編はこちら



令和 8 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいたします。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいたします。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時【緑公会堂】

4 申込み方法等

(1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

(2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

(3) 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当
(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」
※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、小池
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの
二次元コードから
お申し込み

お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

青葉区 ☎045-978-2286 ✉ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	港南区 ☎045-847-8383 ✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp	戸塚区 ☎045-866-8328 ✉to-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
旭区 ☎045-954-6028 ✉as-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	港北区 ☎045-540-2247 ✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp	中区 ☎045-224-8136 ✉na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
泉区 ☎045-800-2333 ✉iz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	栄区 ☎045-894-8936 ✉sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp	西区 ☎045-320-8319 ✉ni-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
磯子区 ☎045-750-2398 ✉is-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	瀬谷区 ☎045-367-5789 ✉se-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	保土ヶ谷区 ☎045-334-6380 ✉ho-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
神奈川区 ☎045-411-7026 ✉kg-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	都筑区 ☎045-948-2474 ✉tz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	緑区 ☎045-930-2237 ✉md-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
金沢区 ☎045-788-7809 ✉kz-tiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	鶴見区 ☎045-510-1678 ✉tr-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	南区 ☎045-341-1239 ✉mn-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734

※お申込みにあたりいただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の
会長や役員等の
皆さまへ

令和8年度

参加
無料

気軽な参加から広げよう!

自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。
本講座では、誰もが関わることのできる
「小さな参加のかたち」の考え方や
実践事例を学ぶことができます。



	日程	時間	会場
1	9月5日(土)	14:00~16:00 (受付13:30~)	かながわ県民センター
2	9月10日(木)	14:00~16:00 (受付13:30~)	サンハート (旭区民文化センター)
3	9月16日(水)	14:00~16:00 (受付13:30~)	港南公会堂
4	9月29日(火)	14:00~16:00 (受付13:30~)	緑公会堂

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの
お申込みはこちらから



申込
期限

令和8年
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員

1

日時 令和8年9月5日(土)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **かながわ県民センター**
神奈川区鶴屋町2-24-2
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

定員 150名

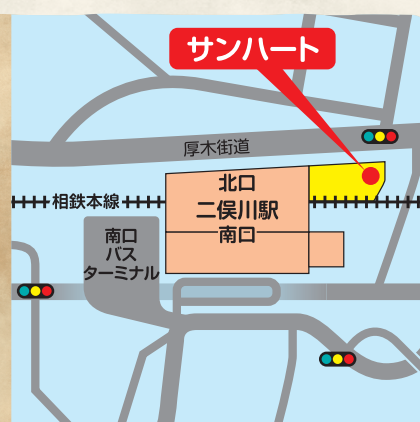


2

日時 令和8年9月10日(木)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **サンハート(旭区民文化センター)**
旭区二俣川1-3
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

定員 100名

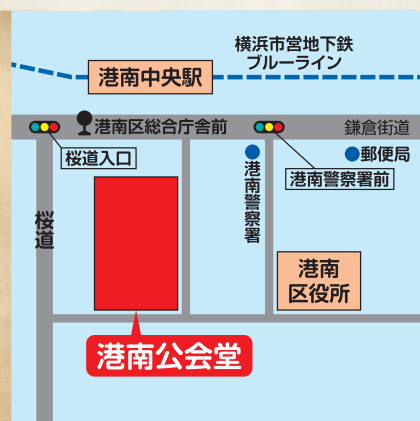


3

日時 令和8年9月16日(水)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **港南公会堂**
港南区港南中央通10-1
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

定員 100名



4

日時 令和8年9月29日(火)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **緑公会堂 緑区寺山町118**
JR横浜線／市営地下鉄グリーンライン「中山駅」南口または2番出口から徒歩5分

定員 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

講座内容・講師紹介

／考え方から実践まで学ぶ／

自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

「小さな役割づくり」 「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

講師

大塚 朋子 氏
NPO法人こまちぶらす理事



自身も子育て中にこまちぶらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちぶらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

講師

落合 稔 氏
東京都大田区
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていきたいために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

アドバイザー 派遣の ご案内

講座で学んだことを一緒に実践しませんか
自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。



令和8年7月21日

各地区連合自治会・町内会 会長 様

神奈川県共同募金会
青葉区支会
支会長 辺見 真智子

共同募金運動（赤い羽根募金、年末たすけあい募金）への協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より共同募金運動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も10月1日より全国一斉に共同募金運動の実施が予定されています。地区社協をはじめ地域の福祉保健活動の原資となるこの募金運動の趣旨をご理解いただき、下記の通りご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、改めて区支会より自治会町内会様へのご連絡をさせていただきますことをあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1 実施期間

- ・赤い羽根募金 令和8年10月1日～12月31日
- ・年末たすけあい募金 令和8年11月1日～12月31日

2 募金運動用資材

各自治会・町内会長様宛に「資材調査票」をお送りしますので、8月12日（水）までにご回答をお願い申し上げます。

ご回答いただいた数量に基づき、資材を9月中旬頃に郵送いたします。赤い羽根募金用と年末たすけあい募金用の2種類を同時期に発送いたしますが、なにとぞご了承くださいませ。

期限までに回答がない自治会・町内会へは、昨年と同数の資材を送付させていただきます。

3 広報紙「共同募金だより」の配布

(1) お届けする時期

8月下旬（「広報よこはま青葉区版」9月号と同時期）

広報紙配布ルートでお配りいただく想定です。

(2) 配送手数料

2円／部

神奈川県共同募金会青葉区支会
（青葉区社会福祉協議会内）
担当：丸山、松本
電話：972-8836

自治会・町内会長 様

神奈川県共同募金会青葉区支会
支会長 辺見 真智子

共同募金運動の資材調査について（ご依頼）

盛夏の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より共同募金運動に、多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本会では本年度も 10 月より本運動を実施する予定で準備を進めております。各自治会・町内会のみなさまにおかれましても、募金活動にご協力をお願いいたしたいと存じます。

つきましては、同封の資材数調査票に募金封筒及び領収証等の必要数や送付先等をご回答いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、9 月中旬頃に、赤い羽根募金と年末たすけあい募金の資材を同時に発送させていただきます。ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

9 月中旬頃・赤い羽根募金・年末たすけあい募金資材同時発送

方法①

10 月～

赤い羽根・年末同時に募金活動を実施

活動終了後

→ 募金を青葉区支会へ送金

※赤い羽根分 → 「赤い羽根」口座へ送金

年末たすけあい分 → 「年末」口座へ送金

方法②

10 月～

赤い羽根募金活動の実施

活動終了後

→ 募金を青葉区支会（赤い羽根口座）へ送金

11 月～

年末募金活動の実施

活動終了後

→ 募金を青葉区支会（年末口座）へ送金

⇒ 方法①・②については、各自治会・町内会でご選択ください。

○ 資材数調査票は 8 月 12 日（水）までに、ご返送願います。募金実施予定の有無にかかわらずご回答ください。

○ 期限までに回答がない自治会・町内会へは、昨年と同数の資材を送付させていただきます。

共同募金会青葉区支会事務局
（青葉区社会福祉協議会内）
担当：丸山、松本
電話：972-8836

令和8年度「共同募金」資材数調査票

【 締 切 : 令和8年8月12日(水) 】

※期限までに回答がない自治会・町内会へは、昨年と同数の資材を送付させていただきます。

【 《自 治 会 名》 】 様

◆資材数

募金資材の必要数をご記入ください。おおよその数で構いません。

9月中旬頃に下記数量の資材と依頼文、募金用振込用紙等を送付いたします。

不要の箇所には、0をご記入ください。

		令和8年度	前年度(参考)
現在の加入世帯数		世帯	世帯
赤い羽根	①募金用封筒	枚	枚
	②領収書(1冊50枚綴り)	冊	冊
	③赤い羽根(針式)※シート1枚25本	枚	枚
	④赤い羽根(シール式)※シート1枚25本	枚	枚
年末たすけあい	⑤募金用封筒	枚	枚
	⑥領収書(1冊50枚綴り)	冊	冊

◆資材の送付先

※会長宅以外への送付を希望される場合、下記へご記入ください。

住 所 〒

:

氏 名

:

連絡先:

備 考

:

◆回答方法 ※締め切り: 8月12日(水)

同封の返信用封筒・FAX・下記QRコードいずれかの方法でご回答ください。

募金実施予定の有無にかかわらず、ご回答のほどお願いいたします。

①同封の返信用封筒にて資材調査票を郵送

②FAX : 045-972-7519 にて送信

③資材調査回答用フォームURL : <https://forms.office.com/r/TddGWg0Xbv>

【資材調査回答用フォーム】

【お問合せ先】

共同募金会青葉区支会(青葉区社会福祉協議会内)

担当: 丸山、松本

電話: 045-972-8836

〈資材参考〉

①赤い羽根募金 封筒

(募金封筒)

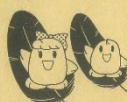
赤い羽根共同募金にご協力を!

共同募金運動に温かいご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

共同募金は、広くたすけあいの心をつなぐ運動であり、民間の福祉活動を支える資金になります。

皆様の心からのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

領収証が必要な場合は自治会・町内会の役員の方にお申し出ください。



〈ご記入は自由です〉

住所	青葉区
名前	
金額	

*2,001円以上の寄付金は、所得税・住民税の税制優遇が受けられます。免税領収書が必要とされる場合は、上記のご記入をお願いします。

後日、事務局よりお送りいたします。

*ご記入いただいた個人情報、共同募金以外の目的には利用いたしません。

神奈川県共同募金会青葉区支会
(事務局)
社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会
〒225-0024
横浜市青葉区市ケ尾町1169-22
青葉区福祉保健活動拠点
TEL: 045-972-8836
FAX: 045-972-7519

②年末たすけあい募金 封筒

年末たすけあい募金

今年も残り少なくなり、「年末たすけあい運動」の季節になりました。「誰もが安心して生活できるまちづくり」を目指し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、今年も皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。

〈ご記入は自由です〉

住所	青葉区
名前	
金額	

*2,001円以上の寄付金は、所得税・住民税の税制優遇が受けられます。免税領収書が必要とされる場合は、上記のご記入をお願いします。

後日、事務局よりお送りいたします。

*ご記入いただいた個人情報、共同募金以外の目的には利用いたしません。

ご協力おねがいします



★お寄せいただいたご寄付は、高齢者・障害者等を支援する施設、団体や当事者団体等に配分されます。

神奈川県共同募金会青葉区支会
横浜市青葉区社会福祉協議会
青葉区各地区社会福祉協議会
(事務局) 横浜市青葉区社会福祉協議会
TEL: 045-972-8836
FAX: 045-972-7519

③赤い羽根募金 領収書 (1冊 50枚綴りです)

領収書控 様 金 円也 ただし赤い羽根募金 寄付金として 令和 年 月 日	赤い羽根募金領収書 温かいご支援に感謝いたします 様 金 円也 ただし赤い羽根募金寄付金として 令和 年 月 日 社会福祉法人 神奈川県共同募金会
---	---

⑤赤い羽根【左：シール 右：針】 (1シートにつき25本)



④年末たすけあい募金 領収書 (1冊 50枚綴りです)

領収書控 様 金 円也 ただし年末たすけあい 寄付金として 令和 年 月 日	年末たすけあい領収書 温かいご支援に感謝いたします 様 金 円也 ただし年末たすけあい寄付金として 令和 年 月 日 社会福祉法人 神奈川県共同募金会
--	---

＼はじめよう！ つながろう！／

LINEで 回覧板



回覧の電子化について疑問や課題を持ち寄り、先行自治会の生の声を聞きながら導入や運用のヒントを見つける座談会です。

2026 年 **8月29日** 土 10:00 - 12:00

場 所 青葉区役所 4階会議室（407会議室）

電子回覧にしたら
ご近所とのつながりが
薄くなってしまうのでは？



費用や手間は
どのくらいかかるの？



電子回覧を始めたけど
利用者が増えない…
どうやって増やそう？



興味はあるけど何から始めたらいいかわからない…
始めてみたものの課題を感じている…
そんな自治会町内会の皆さま、ぜひご参加ください！

プログラム

◇ 事例紹介

- (1) 表谷町内会(港北区)【公式アカウント】
 - (2) あざみ野南四丁目自治会(青葉区)【オープンチャット】
- 【講師】 株式会社 LOCAL JAPAN 頼 栄明 氏

◇ 座談会

参加者同士での意見交換・情報交換

対 象

青葉区内の自治会・町内会

- ・これから電子化に取り組みたい
- ・電子回覧は始めているが、他の自治会の取組も知りたい
- …など 電子回覧に関心のある皆さま

お申込みはこちら
8月20日(木)まで
参加無料！

